

鶴澤探泉筆本法寺塔頭・尊陽院の天井画「雲龍図」について ―天明の大火と矢倉九右衛門安盈による復興―

杉本欣久

はじめに

長谷川等伯や本阿弥光悦など桃山時代の著名な文化人とも関わりの深い京都の日蓮宗寺院・本法寺は、天明八年（一七八八）一月晦日に起こった大火により、伽藍の大半が焼かれてしまった。経蔵と宝蔵が焼失を免れたことで、多くの寺宝や文書が残されたのは不幸中の幸いであったが、明治時代に起こった廃仏毀釈の波は他の寺院と同様に本法寺を襲い、多くの塔頭が廃絶することとなる。現在は尊陽院、教行院、教蔵院の三院を残すのみとなったが、本法寺伽藍の東側に位置する尊陽院は天明の大火以降の姿をほぼそのままにとどめている。このうち本堂外陣の天井には、狩野派絵師として京都で活躍した鶴澤探泉（一七五五―一八一六）の手になる「雲龍図」が掲げられる。二〇二三年六月にたまたま同院を訪れ、その存在を知るに至ったが、江戸後期の作品とはいえ、このような天井画がまだ研究者の目に触れず、京都市中に残されていることに驚きを禁じ得なかった。

京都には天井に龍を描いた寺院は多く、狩野光信による相国寺法堂、長谷川等伯による大徳寺三門、狩野探幽による大徳寺法堂、狩野

探幽による妙心寺法堂、狩野山楽による高台寺開山堂、狩野山雪による泉涌寺舍利殿、狩野永叔による毘沙門堂御霊殿、調子武音による妙法院本堂などが知られ、かつて本法寺の本堂にも長谷川等伯による「雲龍図」が存在した（本法寺蔵・等伯宛日通上人書状）。相国寺を除いた他の寺院が京都の周縁部に位置したため、大火に飲まれることはなかったが、本法寺は北限ぎりぎり被害を被る結果となった。現在のところ、等伯が描いた慶長四年（一五九九）の「雲龍図」がどのような図様であったのか、それを知る手掛かりは見出されていない。ただ、災難を乗り越え、新たな状況が生まれてくるのもまた、一方の歴史的事実である。平安末期の源平の合戦・治承寿永の乱を通じ、南都にあった多くの寺社が失われたが、運慶、快慶をはじめとする仏師たちにより、鎌倉彫刻が生み出される契機ともなった。それとの比較は大袈裟かもしれないが、この鶴澤探泉による天井画も、大火後の伽藍復興の渦中で手がけられたことがわかる重要な作品となる。

そこで本稿では本法寺の復興と尊陽院の天井画に描かれた龍の関係について、それに関わった本法寺および尊陽院の大檀那であった矢倉九右衛門と上方の素封家たちの動向を踏まえて論じていく。まず一章では尊陽院天井にみる「雲龍図」の概要とその画家鶴澤探泉について

述べ、前提となる情報を提示する。続く二章において天明の大火で焼失した本法寺の復興について言及し、三章から五章にかけてそれに深く関わった鍵屋九右衛門こと矢倉家の動向を考察する。さらに六章では矢倉家と同様、江戸中期から後期の本法寺を支えた上方の素封家について整理し、最後の七章をまとめとして尊陽院の再建とその天井画の意味について明らかにしていく。

一 尊陽院の「雲龍図」と画家・鶴澤探泉

現在、本法寺の境内には尊陽院、教行院、教藏院という三つの塔頭が存在するが、文久三年（一八六三）に刊行された京都案内記の『花洛羽津根』には、「叡昌山本法寺塔頭 小川寺之内」として「蓮光院 興徳院 教藏院 真藏院 本養院 十乗院 尊陽院 興造院 教行院 大雲院 興雲院 玉樹院 寿量院 法昌院 玉行院 信教院 教学院」の合計十七ヶ院が記される。¹⁾一方、八年後の明治四年（一八七一）に京都府が編纂した『寺地画図』のうち、「二十四番 日蓮宗 本法寺」には境内の東側に本養院、法昌院、尊陽院、教藏院、西側に十乗院、真藏院、興造院、教行院、大運院、さらに南側西に興雲院が認められるにとどまる（図1）。²⁾廃仏毀釈のあおりを受けて七院が廃絶したとわかり、明治二十五年（一八九二）十二月の編纂になる『京都府寺誌稿』「本法寺志稿」の絵図においては、東側に尊陽院と教藏院、西側に真藏院と教行院と四院が残るのみとなっている。³⁾

この『京都府寺誌稿』の「本法寺志稿」は、尊陽院に関して以下のよう

開祖日恵上人、本坊開基日親の法孫、天正年間の創立、天明八年回祿、其後檀頭矢倉九右工門再建す、年月等不詳

本堂 梁行四間三尺 桁行四間三尺

本尊題目宝塔釈迦佛多宝佛を安ず、

庫裡 梁行四間 桁行五間

居間 梁行三間 桁行二間

玄關 梁行一間 桁行三間

門 明キ一間

土藏 梁行二間 桁行二間

中門 明キ四尺

檀徒 三拾人

本法寺の開祖・久遠成院日親（一四〇七〜八八）の法孫であった尊陽院日恵が、桃山時代の天正年間に開いたとする。大正頃に成った本法寺史の『昌山伝来秘蔵』は、

当山開闢の砌、塔頭三拾壹ヶ寺あり、教行院・本養院は四院家の

第一二と古記にあり、天明火災前廿壹ヶ院、火災後十ヶ院再興、

明治維新後迄十箇院ありたり。

とし、当初は三十一の塔頭、さらに天明の大火以前には二十一ほどあったが、次第に減少していった変遷を綴っている。⁴⁾諸塔頭の創建年代を記すなかに「尊陽院同（開基）日恵上人 天正三亥年四月六日」とあることから、尊陽院の創建は天正三年（一五七五）であり、法昌院（文明六年）、本養院（永正七年）、教行院（大永六年）、真藏院（天

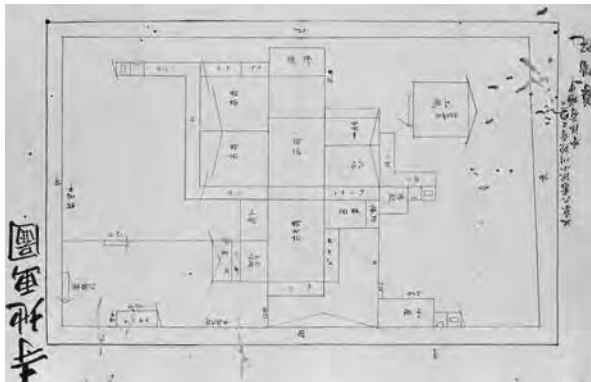


図3 『寺地画図』「尊陽院」
(上下を反転させ、北を上とした)

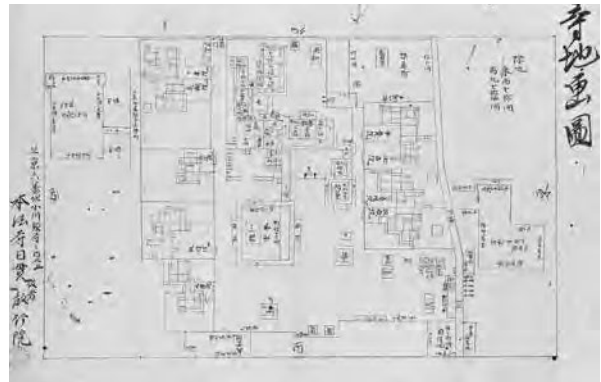


図1 京都府編『寺地画図』「二十四番日蓮宗 本法寺」
明治4年(1871) 京都府立京都学・歴史館蔵



図4 尊陽院 外陣



図2 尊陽院 (京都市上京区本法寺前町) 外観

文九年)、十乘院(永禄六年)に次ぐ六番目の古さであったとわかる。本法寺に伝わる『本法寺由緒書』や「本堂棟札」によれば、永享八年(二四三六)時の本法寺は南北が四条と綾小路、東西が東洞院と高倉の間に位置したが、その後、寺地を南北が元誓願寺と一条、東西が堀川と猪熊の間へと移転し、現在地(京都市上京区本法寺前町)に落ち着いたのは天正十五年(一五八七)のことという。ここから尊陽院の創建は、旧寺地の時代であったと判明する。

この尊陽院は本法寺境内の東、開山堂の東側に位置し、主に庫裡と本堂から構成される(図2)。明治四年(一八七一)編纂の『寺地画図』にみる「尊陽院」を確認すると、この間取りにほとんど変化はない(図3)。

南面する本堂外陣は八畳の広さで三・八メートル四方の正方形となっており、床から二・八メートルの高さにある天井には、紙本墨画の「雲龍図」が北向きに貼付される(図4)。当院二十八世住職・砂川瑞雄氏の時代の昭和三十四年代に修理が行われたらしく、本紙の脱落部分に補紙やそれにもなう補筆が認められる。現状として紙の断裂や剥落が目につくほか、雨漏りによってシミが生じ、また天井から剥がれている部分があるなど、決して良い状態とは言えない。

南西角にある落款には「法眼探泉筆」とあり、下には朱文方印の「鶴澤」が描き印としてあらわされる(図5)。落款の方向に合わせると、鑑賞者は頭を北に向けて見上げることになり、南面して安置される本尊からみて正位置となる。

主に横四段、縦は中央で紙を継ぎ、三・八メートル四方にした画面に真円の区画を設け、円形内に沿うようにわだかまる龍をあらわす(口絵6・図6)。左向きの顔を天井幅三分の一ほどの大きさで上半中

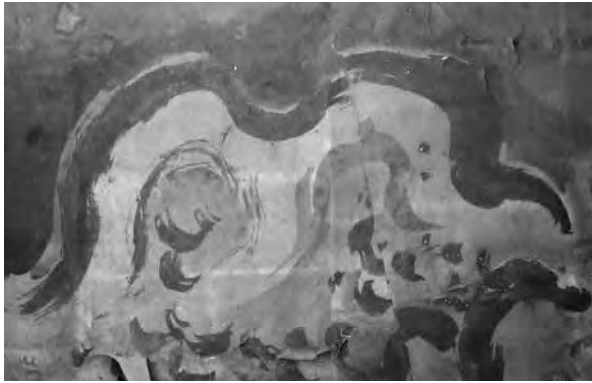


図8 同 筆致

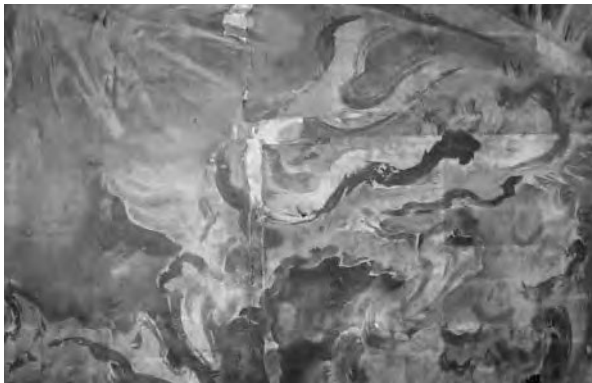


図9 同 腕部分



図5 鶴澤探泉「雲龍図」落款

中央部に配し、そこから時計回りに胴体を伸ばす（口絵7・図7）。

水気が多い墨を全体に用い、濃墨であっても焦墨のような枯れた様態は認められない。比較的太めの線を用いて全体を構築していくが、速い筆致によって短時間で描いたようには見えず、一筆一筆を着実に引いている（口絵8・図8）。おおむね中墨で顔を形成し、中央右寄りの両眼、左側の鼻、下顎と頭頂の輪郭部に濃墨を重ねる。頭から右下に向けてツノを突出させ、上方に短く分岐させる。顔の右上、画面の奥へと続くように背を突起させてあらわすが、そこから体を折り返すため、顔の右下に横線の入る腹が見える。曲げた左腕をツノの下に描き、二本の鉤爪を下に向けて伸ばす（口絵9・図9）。その腕に沿うように、脇から生える火焰状の翼を上へと伸ばす。首から逆S字にうねる胴部を腕の後ろから下方に続け、鉤状の背ビレを外側に見せつつ画面右下付近でねじる。さらに横線の入った腹を外側に向け、鉤状突起を有する尾の先端へと続ける。画面下部に右大腿部をあらわし、そこから鉤爪を有する二本の指を伸ばす。その左上には三本の鉤爪が見え、それが足であるとわかる。これは胴部をねじったことにより、左足が背を越え、手前に靡びいたようにあらわすものとみられる。顔の左下に開いた空間には円状に墨を塗布し、渦巻く雲気をあらわす。真円区画の内側にみる背景部分は、おおむね中墨によって塗りつぶし、階調差により、龍の存在を強調して際出させる効果を生んでいる。

落款にある「法眼探泉」とは、狩野探幽に学んだ鶴澤探山（一六五五～一七二九）の画系である鶴澤派の四代で、京都で活躍した鶴澤探泉（二七五五～一八一六）のことである（図10）。職業ごとの京都の人名録『平安人物志』文化十年（一八一三）版に名があり、住所を「油小

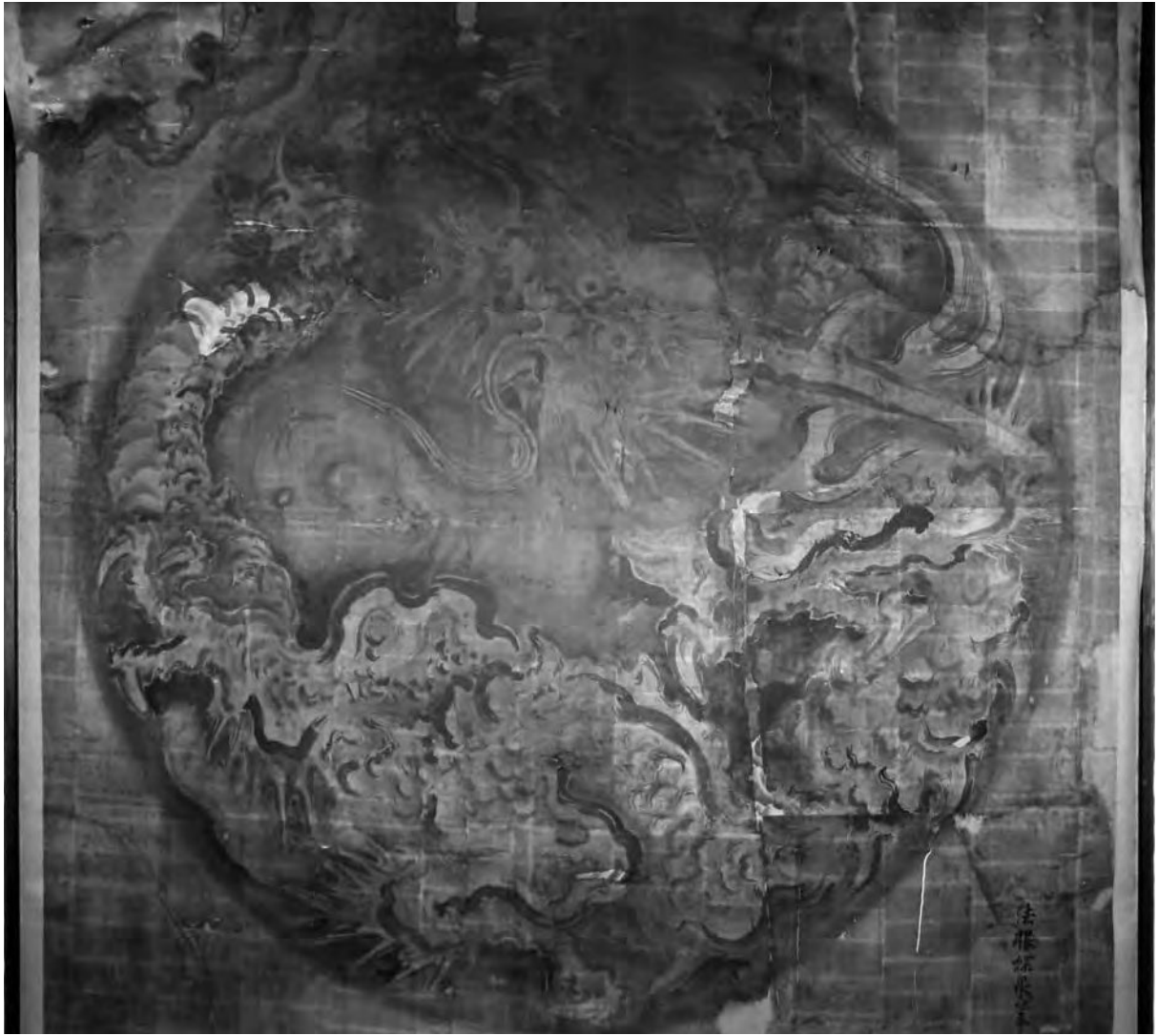


图6 鹤泽探泉「雲龍圖」全圖



图7 同 顔



図10 鶴澤探泉像 京都府蔵

路竹屋町南」と記す。⁷⁾これは天明四年（一七八四）刊行の『京羽二重大全』にみる三代探索の「油小路竹屋町下ル町」と同所であり、現在の中区橋本町に相当する。⁸⁾また、文政五年（一八二二）に刊行された『続新撰書画一覽』に「探泉 鶴澤氏、名守之、探索養子。御所の画史。四代目」とあるように名を守之といひ、三代探索の養嗣子であったとわかる。⁹⁾このことに関し、撰関家の一条家に諸大夫として仕えた地下官人・下橋家に伝来した資料中に、探泉の絵手本六点が含まれる。このうち「鶏図」の裏面に別紙が貼付され、

鶏之畫 鶴澤家四代法眼探泉藤原守之筆

法眼探索藤原守熙男、實九條家侍森津從六位下大隅守菅原

房茂男、享和元年辛酉年之畫、文化十三年丙子十月九日卒

號白水院龍譽騰空居士、葬二條通木屋町東入東生洲町浄土宗
善導寺墓地西面

と記される。¹⁰⁾ここから探泉は、撰関家の九條家に侍として仕えた森津房茂（一七四二〜一八〇二）の男であったと判明する。森津房茂は菅原氏で、寛政十二年（一八〇〇）に従六位下、大隅守に叙任されているが、九條家への出仕は房茂から始まったとみられる。¹¹⁾鶴澤家と森津家の関係については、下京の浄土真宗寺院・佛光寺に伝わった『佛光寺御日記』に以下のような記述がある。¹²⁾

寛政六年（一七九四）六月九日

一 菅野下野守殿役所より松下いつ呼に來、采女附添、いつ名代罷出、盜賊白狀書於御前讀上二而顔合せ也、松下右近後家いつ、此度鶴澤探索倅養子に貰受度旨、願之通御免、

同年閏十一月二十五日

一 二條様江時候御見舞、御肴料白銀拾枚被進之候御使、要人取次野間伊賀守、右者松下右近事、九條様森津兵庫養子二相成、暫御側ニ相勤居候もの、御一族方へ被召抱候義者、右府様御不承知ニ思召之旨、実父鶴沢探索方へ段々駈合有之由ニ而、先頃より二條様江求馬罷出、西村出雲守へ最初聞合之処、兵庫離縁二付、御晦被下候迄之義ニ而、外ニ不調法筋も無之由、再会之返答も承候故、養子願御許容有之処、其砌右府様江内々御窺之義者勿論ニ存候故、今更左様之御察当有之候而ハ致迷惑候間、一向其砌御門主より御窺被成候、御口上演述之不調法ニ成共、

御取成可被下様申段候へ共、不能了簡候間、同席へも相談可申由二而、其後過行候処、野間伊賀守へ此間中要人より駈合之処、段々出雲守と相談之上、致勘弁及言上候処、内々御聞濟二候間、今日御肴料被進候様与之相對也、尤表向之義ハ森津兵庫、九州より帰京之上、九條様へ窺為相濟、其上御門主様より二條様江御使を以御窺被成候へは、即刻御聞濟之御答有之候旨、野間伊賀守請合也、西村出雲守も明日加州江御使ニ出立之由、今日宅へ参り要人押合候処、随分請合候間、今日御肴料可被進との事也、但右銀子ハ鶴沢より此方へ受取候外ニ九條様、芝豊前守へも鶴沢より昨日、金式千疋相渡候由、内々咄也、

寛政七年五月十五日

一 二條様 九條様江御使 求馬

先達而九條様御家中森津兵庫方へ養子ニ参り暫致出勤居候処、不縁ニ付、御暇被下、親里鶴沢探索方へ罷帰居候多宮事、此方家中松下右近名跡後家へ養子ニ貫請度旨、相願候御差支も不被為有候哉、御間柄之事故、御伺被成候旨申述、右御返答否思召も不被為有候旨、二条様ニ而北小路周防守、九條様ニ而田村織部申出、右之子細、去年閏霜月廿五日之所ニ筆記有、森津、鶴沢等より兩御殿願相濟候旨、昨日申越候ニ付、今日御門跡様より之御窺也、

寛政六年（一七九四）六月九日、佛光寺に仕えていた松下右近の後家・いつが、三代鶴澤探索の男であった多宮を養子として迎え、跡取りにしたいと願ひ出た。佛光寺側はこれを許したものの、後日、問題が発覚する。この多宮はすでに九条家に仕えていた森津家の養子と

なっており、反りが合わなかったことから暇を下され、鶴澤家に出戻っていたのである。佛光寺はこの関係性を明らかにして解決すべく、二条家や九条家を巻き込みつつ調整を進める。佛光寺の門主は撰関家のひとつ二条家の猶子となる慣わしであったため、二十三世の隨応真乘（一七七四〜一八二三）も自ら二条家との折衝にあたった。結果として、それが解決したのはほぼ一年後のことであったと、寛政七年五月十五日条が伝えている。以上の事実からすれば、大坂の画家であった森周峯と森狙仙の兄弟がその子を取り替えて育てたように、鶴澤家と森津家の間でもやがて婿養子とすべく、許嫁として男子を取り替えたのではないかと推察できる。ただし、探泉誕生時における森津房茂の年齢を考慮すると、養育や外聞の問題から鶴澤家に預けざるを得なかったとの事情もみておくべきだろう。

探泉が三代探索とともに生涯の名誉として携わった仕事は、天明八年（一七八八）の大火によって焼失した内裏の造営事業であった。禁裏執次職に提出された身元調書としての由緒書『禁中御用絵師任用願』には、

故鶴沢探鯨倅 法眼鶴沢探索 祖父探山より御抱画師にて臨時御用斗被仰付、父探鯨儀も同様相続仕、相勤罷在候処、探索儀、明和七年御月扇調進、尤常式御用等被仰付、以来御扶持方も被下置、当時不相変相勤罷在候事

鶴沢探索倅 鶴沢式部 安永九年、新調御道具之節、御屏風御用始被仰付、以来折々御用被仰付、相勤候事

とあり、探泉と探泉における禁裏御用それぞれの実績が記される¹³⁾。式部とは鶴澤家が若年時に使用した通称であり、この当時は探泉を指す。探泉は安永九年（一七八〇）の二十六歳時に屏風の調を仰せ付かり、やや遅めではあるが、これが初めての御用仕事であった。また、禁中絵所預の土佐光貞（一七三八〜一八〇六）が後継者の俸禄について願った文化二年（一八〇五）の上申書には、

一 鶴沢探泉

右四代以前探山与申者、始被召置、年々銀三拾枚宛被下置、父探索迄臨時之御用斗相勤罷在候所、同人義冥加相叶、明和八寅年、後桃園院様御代始以来、新規二御月扇被仰付、右之為御料物五人扶持被下置、尤二季之常式御用も其節より被仰付、当時相変被仰付相勤候而、相続仕罷在候事、

とある¹⁴⁾。他の画家と比べ、自家の待遇改善を訴えた請願であるが、初代探山が禁裏のお抱え絵師となつて以来、探泉の父である探索も月々に献上する扇の制作を明和八年（一七七二）から仰せつかり、家督を相続した探泉も同様に変わらず勤仕していると、鶴澤派の安定した仕事ぶりを伝えている。

この寛政二年（一七九〇）に再建された一九代光格天皇（一七七一〜一八四〇）の内裏について、探泉は小御所の東廂南方、東面と西面にそれぞれ「止輦受言図」と「詔儒講経図」、常御殿の中段に「大禹戒酒防微図」、同じく劍璽の間に「四季花鳥図」を描いた。また、後桜町上皇（一一七代・一七四〇〜一八一三）の仙洞御所について、父探泉が小御所の上段に中国の景である「五嶽図」、探泉が下段に「五

湖図」をそれぞれに手がけている¹⁵⁾。そしてこの絵画制作とともに重要な役割を果たしたのが、内裏造営にあたった画家の選定であった。

実際の御用に適うかどうかの力量を測るため、願書を提出した一二〇名ほどの画家に対し、席面試験を行うなど最終的に七十名ほどに絞っている。この責任者となり、実際に試験に携わったのが土佐派の土佐光貞と狩野派の鶴澤探泉であった。探泉は父探泉の代理としてしばしば禁裏執次のもとに出仕し、特に探泉が病気となった寛政二年七月以降、むしろ主となって動いていた様子が窺える¹⁶⁾。

これ以降もしばしば禁裏の仕事に携わり、文化六年（一八〇九）十二月十四日に行われた後桜町上皇の七十賀に関する屏風制作は、注目すべきひとつの事績となっている。上皇の長寿を祝い、光格天皇の「霞」を始めとし、閑院宮美仁親王「若菜」、飛鳥井雅威「花」、冷泉為章「郭公」、芝山持豊「五月雨」、外山光重「納涼」、有栖川宮織仁親王「秋野」、正親町公明「月」、冷泉為泰「紅葉」、久世通根「千鳥」、風早実秋「氷」、冷泉為則「雪」という題をもつ十二月月の和歌が詠じられた¹⁷⁾。この和歌を探泉が絵画化し、藤原定家詠十二月月和歌花鳥図屏風のように屏風の右隻一扇から左隻六扇まで順に配してあらわすことを拝命している。残念ながら現品の伝存は知られないものの、その下絵を確認することができる（図11-1・2）。

本稿で扱う「雲龍図」の制作年代に関しては、「法眼探泉筆」の落款から、ある程度に絞ることが可能である。名誉称号である僧位の「法眼」に叙せられたのは、探泉四十五歳時の寛政十一年（一七九九）十二月二十二日であった。文書の作成保管を職掌とする官務小槻氏（壬生家）の職務日誌『御玄関御用日記』の寛政十一年十二月二十八日条に、以下の記述が認められる¹⁸⁾。



図11-1 鶴澤探泉「仙院七十御賀御屏風画様」文化6年（1809）右隻 宮内庁書陵部蔵



図11-2 同 左隻

一 烏丸頭辨様ハ 御使 樋口兵庫

御消息一通御剪紙添御到来、御答御落手御請文自是可被遣
由被申遣候也

寛政十一年十二月廿二日 宣旨

法橋探泉

宣叙法橋（マ）

藏人頭右中辨藤原資董奉

御宣一紙奉入如件

十二月廿二日 右中弁判

四位史殿

掛紙二

近々廣橋中納言傳 宣也

御剪紙二而

宣旨今午刻比迄可被出候事

一 入来

依御招午刻伺候之处 宣旨一通烏丸頭弁様江持参候处被仰
渡之处則持参之处御落手候也、

法橋探泉 京住画師 霽沢

右中辨藤原朝臣資董傳宣

権中納言藤原朝臣胤定宣奉

勅件人宣叙法眼者

寛政十一年十二月廿二日修……………判奉

今般法眼蒙 宣下難有 宣旨御戴仕候御礼被申上候也

金子 百疋 目録墓

乗之

十二月二十二日に法眼叙任の宣旨が下され、二十八日には本人が文書作成に携わった壬生家へお礼参りに伺い、金百疋を奉獻している。

このことから、実質的に翌年の寛政十二年（一八〇〇）から亡くなる文化十三年（一八一六）まで十六年の間に、本図は描かれたことになる。

さらに天井にあらわす「雲龍図」について、探泉の考え方を知ることのできる資料が残されている。紀伊田辺の大庄屋の家に生まれた門人の真砂幽泉（一七七〇～一八三五）に宛てた書簡に、

別紙得御意候、天井丸龍之儀之御頼御座候処、段々御断御申述候儀、御尤二存候、乍併再応先方御所望と申、末々御名も残候事故、御認被成度、五尺四方雛形地取之儀、御申仰様、天井龍ハ容易二相調候物ニ而も無御座、併御稽古以後、御差紙ニも相試候儀、則相調差下候、右は式間四方ハ此振二順じ、いか様ニも相成候、誠に龍骨背之所、此上は墨色濃薄は其所ニ応じて、京都妙心寺法堂天井丸龍姿に御座候、御不審之儀も候はば、可被仰聞候、

（年代不明五月六日付書簡）

とある。⁽¹⁹⁾三代探索と四代探泉に学んだ幽泉は、文化十一年（一八一四）に改築された和歌山県西牟婁郡上富田町岡にある臨濟宗妙心寺派寺

院・普大寺の本堂に琴棋書画図や龍虎図などを描いた。さらにその天井に雲龍図を描く予定があったものの、それを果たさずに亡くなったという。⁽²⁰⁾本書簡はこの間の経緯に触れたものとみえ、幽泉は一度、その作画を断ったものの、先方たつての願いでもあり、さらに後世に名が残ることも考慮して筆を執る決意をした。探泉はこれに対し、天井画に龍を描くのは容易ではないため、練習を積んだあかつきには五尺（約十五センチメートル）四方の紙に縮尺した下絵を描き、それを送るよう助言した。描く対象とみえる「式間四方」とは、尊陽院の外陣八畳と同様の大きさである。また、普大寺の本山にあたる京都の妙心寺には、鶴澤家の祖・探山が学んだ狩野探幽（一六〇二～七四）による「雲龍図」を有した法堂がある（図12）。幽泉が描くのも同様の丸姿をした「蟠龍」であるため、不審な点があれば質問するよう伝えている。

天明の大火まで本法寺本堂に存在した長谷川等伯の雲龍図を踏まえた可能性があるものの、探泉の雲龍図にみる顔のとらえかたや手足の表現は、門人幽泉が普大寺の襖に残した龍図と近似している（図13）。京都に残る探幽を始めとした狩野派の作品を参考にしつつ、幽泉に示したのと同様の方法で描いた作品とみることが可能であり、本図の制作年代については改めて七章で言及する。

二 天明の大火と本法寺の復興

「雲龍図」が描かれたのは、鶴澤探泉が法眼に叙された寛政十一年（二七九九）末以降であり、その契機となったのは、尊勝院を含む本法寺の伽藍を焼失させた江戸時代における京都最大の火災「天明の大



图12 狩野探幽「雲龍図」妙心寺法堂（京都市右京区）



图13 真砂幽泉「龍図襖」普大寺（和歌山県西牟婁郡）

火（通称団栗焼け）であった。

天明八年（一七八八）正月晦日夜明け前（寅の刻）、東山建仁寺門前の団栗辻子南側（東山区六軒町あたり）から起こった火事は、京都市中からすれば当初はまさに「対岸の火事」であった。ところが、おりしもの強風にあおられ、午前八時頃（辰の刻）には鴨川をわたって寺町綾小路下ルの浄土宗寺院・透玄寺あたりに引火する。正午頃（午の刻）になると火の手が三八ヶ所ほどにわかれ、結果として翌二月一日まで燃え続けた。北は鞍馬口の安居院や今宮御旅所あたり、南は六条通から上之口通りあたり、東は川端通、西は七本松通あたりまで、京都市中のおよそ五分の四に相当する地域が類焼した。久保田耳洗の『九陌火災略記』によると家数三六〇九七軒、神社四三か所、寺院三〇五か寺、また『京都出火之次第』では家数六六七七一七軒、神社三七か所、寺院二〇一か寺と資料にばらつきはあるものの、多大な被害が出たとわかる大災害であった。²² その他の資料にも取るものも取りあえず、ただただ逃れるしかなかった生々しい様子が書き留められ、夥しい数の貴重な品々も失われた。²³ 本法寺は類焼範囲のほぼ北限であったが、二月一日に火が通り、経蔵と宝蔵以外を全て失うこととなる。けれども、その復興は同年において早々に始められ、年を追うごとに伽藍が整っていくさまが、残された諸堂の棟札から明らかとなる。²⁴

指導的な役割を果たした貫首、復興した建造物、復興年、願主および大工などの事項、復興を示す典拠資料を年表としてまとめておく（表1）。

本法寺は、宗祖・日蓮が最初に開いたといわれる大本山の中山法華経寺（千葉県市川市中山）の末寺に位置づけられる。慶長二年

（二五九七）以降は大坂の南に位置する堺の妙国寺、京都二条川端の頂妙寺とともに、その貫主の立場そのままに輪番で法華経寺に晋山し、八月二十七日を交代日として三年ほど就任する制度が定着した。²⁵ 本法寺における貫主の就任期間については、二三世遠成院日近（二六三八〜一七二三）と二六世園林院日怡（?〜一七三三）が本法寺の規定を連名で記した『永代法式』から判明する。²⁶ 貫主就任時に「永々右之式守之者也」として署名とともに誓約した日について、元禄八年（二六九五）十二月の日怡以降をまとめて表に示す（表2）。天明の大火からの復興に主要な役割を果たしたのは、三八世から四〇世に至る三人の貫主であった。

三八世本成院日道（一七三〇〜一八〇八）は勇進院日暹（本法寺三五世）の弟子で、字を文貫という。²⁷ 天明四年（一七八四）三月二十四日、僧侶の学問所であった「京都六檀林」のひとつ鶏冠井檀林（北真経寺）の化主（能化・最高責任者）から本法寺に晋山した。妙国寺から大本山法華経寺へ晋山した八一世の順良院日逢が、二ヶ月余り後の天明五年十一月十二日に入寂したため、急遽、十二月二十七日に同寺の八二世として赴任することとなる。この間、本法寺が天明の大火に遭遇し、法華経寺において悲報に接した様子を「二月朔日洛中火災諸堂悉焼失、唯残経蔵・御宝蔵無事古仏堂残、二月七日二火事注進状中山方丈到着」と、その著『道選遺書』に書き記している。²⁸ 同書には三年の輪番を終え、同八年（一七八八）九月二十七日に本法寺に帰着した感想を「廿七日本法寺焼跡帰、古仏堂安置開山尊像、御宝庫奉安置三宝、後光蓮台焼失、尊像ばかり」とも綴る。

そのうち同年十一月の方丈、翌寛政元年（一七八九）閏六月の書院、同三年九月十七日の客殿と立て続けに再建を見届け、焼失を免れた本

堂安置の「釈迦多宝二仏並四菩薩坐像」を同十月二十三日に客殿に移し、入仏供養を執行した。この直後の十一月六日には再び京都を発ち、同二十七日に法華経寺の八四世に就任している。寛政六年（一七九四）八月、三年の輪番を終えて京都に戻り、翌七年三月の三十番神社、同八年八月の開山堂、同九年二月の仁王門、同年十月の茶室の再建に立ち会う。このうち焼失前の仁王門は、桃山時代の著名な画家である長谷川等伯が施主となり、慶長十一年（一六〇六）に建立されたものであった。²⁹ 寛政十一年（一七九九）九月に本法寺を退いたのちは江戸長久山本松寺の一五世となり、七十九歳時の文化五年に同寺で入寂した。天明四年（一七八四）三月から寛政十一年（一七九九）九月に至るまで、実に江戸中後期を通じて最長であった十五年半の間、本法寺の貫主を務めたことから、それに伴う功績も大きかったとわかる。

三九世真如院日相（一七四〇～一八〇八）は本是院日貞（本法寺三三世）の弟子で、字を貞朝、院号を真如海院ともいう。寛政十年（一七九八）四月二十八日、京都広布山本満寺の四一世時に「法眼」と「権大僧都」の叙任をうける。「関東三大檀林」のひとつ中村檀林（正東山日本講寺）の玄能（次席責任者）から、同十一年正月二日に三九世として本法寺に晋山する。同年八月、早々に大本山法華経寺の八七世として輪番赴任している。享和二年（一八〇二）八月二十七日に三年間の輪番を終えて京都に戻ったが、法華経寺赴任前に本法寺にいる期間が短かったため、伽藍復興が成し遂げられなかったことに忸怩たる思いを抱いていたようである。文化元年（一八〇四）三月に上棟された大玄関の棟札に、「去ル天明八年申歳類焼之後、庫裏・玄関・書院・居間等、惣而無之、依之日相入山之後、再建之志願有之、雖然中山輪番下向而未及其発起」と記している。³⁰ その後、同二年三月に鐘

楼、同年八月に庫裏の再建を果たした。翌三年三月には本法寺の貫主を退き、文化五年六月十七日に入寂した。堺の成就寺をはじめとし、生涯にわたって十三箇寺の住職をつとめた。

本法寺の貫主在任は寛政十一年（一七九九）一月から文化三年（一八〇六）三月まで七年に及んだが、これは平均的な期間といえる。

四〇世頂珠院日選（一七四四～一八一九）は備後妙正寺（広島県三原市）にあった日恵の弟子で、寛政九年（一七九七）ごろまでは日明と名乗り、字を葆光という。³¹ 文化三年（一八〇六）三月二十八日、寛政九年に一七世を務めた大坂正法寺（大阪市中心区中寺）から本法寺の四〇世として晋山する。翌四年八月には大本山法華経寺九〇世として輪番赴任した。正法寺の檀家には素封家として知られる淡路屋太郎兵衛（福慶正教・一七六一～一八一三）や谷松屋権兵衛（戸田休雄・一七二八～一八九）、谷松屋文右衛門（戸田行嘉・？～一八〇一）などがおり、本法寺の復興に積極的な助力を行ったため、同寺在任中の文化三年九月に本堂の再興が実現することとなる。その経緯の詳細については、本堂の棟札に記される。³²

時選住浪華正法寺、福慶太郎兵衛者来告曰、上人移于本山、無意再造本堂宝塔乎、冀謀焉、今也、堂塔再建時至耳、選謬然謂予之不敏得何至於此耶、曰不然、請見本山焼敗後、堂宇列成而有、孰不与、浪華信力、今上人一起則衆檀風靡、堂塔並成、親可見焉、若猶豫非護法之人也、選不獲止、文化三年寅三月廿八日、移當山、果福慶振志、此举更弗顧家計数月、平介亦勇此勢合志相輔

時に選、浪華正法寺に住す。福慶太郎兵衛なる者、来りて告げて

貫首	年	月日	建造物	事項（願主および大工）	典拠資料
41世 境如院 日善	文化10年 (1813)	3月	尊陽院	再建の許可を町奉行所に願い出る。	「当時有形地絵図」
		4月24日		5代谷松屋権兵衛（戸田休芳）、没。墓所は大坂本法寺。法号「夏岳休芳日浄信士」	
		11月20日		淡路屋太郎兵衛（福慶正教）没。墓所は大坂正法寺。法号「本法院宗親日誠居士」	
43世 本妙院 日要	文政10年 (1827) 文政13年 (1830)	9月20日		11代鍵屋九右衛門（矢倉安盈）、没。墓所は京都本法寺。法号「正法院亨雪日利居士」	
		4月	書院	上棟 【願主】 大功者:矢倉九右衛門安住 補助:河野佐兵衛 【大工】棟梁:小林利兵衛信秀	日要「書院棟札」
44世 玉樹院 日栄	天保9年 (1838)	閏4月	唐門	上棟 【願主】造立発起人:鱗形屋藤兵衛 【大工】佐兵衛	日栄「唐門棟札」
		閏4月28日	本堂	銅瓦ぶき「天保九戊戌稔閏四月二十八日」 【願主】矢倉氏	日栄「本堂棟札2」

※「典拠史料の（宝物）は、『京都本法寺宝物目録』（本山本法寺 2001年）掲載の分類番号、（京博）は『社寺調査報告書二 本法寺』（京都国立博物館 2000年）の掲載番号をあらわす。

表2・本法寺歴世貫主

歴世	僧名	入山年	入山月日（誓約日）	在山年	生没年
26世	園林院 日怡	元禄8年（1695）	12月	5年半	1651～1732
27世	成遠院 日達	元禄14年（1701）	5月	8年	1651～1708
28世	玄理院 日禅	宝永6年（1709）	6月	11年半	1662～1720
29世	體真院 日領	享保5年（1720）	11月	9年	1679～1755
30世	玄心院 日明	享保15年（1730）	正月	10年	1679～1761
31世	本静院 日清	元文5年（1740）	2月12日	5年	?～1745
32世	長義院 日詮	延享2年（1745）	2月8日	6年	1698～1758
33世	本是院 日貞	寛延4年（1751）	2月1日	7年半	1698～1764
34世	隆妙院 日昌	宝暦8年（1758）	9月2日	7年半	1708～1765
35世	勇進院 日逞	明和2年（1765）	10月22日	3年	1709～1768
36世	探奥院 日妙	明和5年（1768）	9月5日	6年半	1714～1797
37世	勇猛院 日是	安永4年（1775）	3月21日	9年	1714～1786
38世	本成院 日道	天明4年（1784）	3月24日	15年半	1730～1808
39世	真如院 日相	寛政11年（1799）	9月1日（正月2日）	6年半	1740～1808
40世	頂珠院 日選	文化3年（1806）	3月28日	4年半（文化7年隠居）	1744～1819
41世	境如院 日善	文化10年（1813）	9月28日	1年	1759～1813
42世	寛弘院 日利	文化11年（1814）	8月6日	7年	1751～1827
43世	本妙院 日要	文政4年（1821）	9月15日	9年半	1758～1837
44世	玉樹院 日栄	天保2年（1831）	4月15日	11年半	1768～1843
45世	本孝院 日遵	天保12年（1842）	9月13日	5年半	1783～1858
46世	察遠院 日正	嘉永元年（1848）	3月17日	8年	1786～1854
47世	慈恭院 日良	安政3年（1856）	2月	1年	1794～1856

表1・本法寺の復興に関する年表

貫首	年	月日	建造物	事項(願主および大工)	典拠資料	
38世 本成院 日道	天明8年 (1788)	1月晦日		天明の大火、発生。翌2月1日、経蔵と宝蔵を残して伽藍を焼失する。		
		9月27日		日道、法華経寺での輪番就任を終えて帰京する。	日道「道選遺書」(宝物四五)	
		11月25日	方丈	上棟 焼失を免れた元本堂安置「釈迦多宝二仏並四菩薩坐像」を移座する。 【願主】矢倉九右衛門安盈・淡路屋太郎兵衛 【大工】松野七郎兵衛	日道「道選遺書」(宝物四五) 日道「矢倉氏位牌背記」 (京都府寺誌稿) 矢倉家五輪塔銘文	
	寛政元年 (1789)	3月19日		茨木屋安右衛門(稲川経香)、没。墓所は京都本法寺。法号「随信院以度日深」		
		閏6月28日	方丈座敷 (書院)	方丈に建て継ぎする。 【願主】戸田氏	日道「本阿弥光山宛千宗室書状 附属裏書」(宝物三〇二) 日道「道選遺書」(宝物四五) 日道「矢倉氏位牌背記」 (京都府寺誌稿)	
		11月13日		四代谷松屋権兵衛(戸田休雄)、没。墓所は大坂正法寺。法号「浄岳信常日共」		
	寛政3年 (1791)	9月17日	客殿	上棟「寛政三年太歳辛亥十月二十三日上棟供養」 【願主】 矢倉九右衛門・本阿弥三良兵衛・淡路屋太良兵衛 戸田文右衛門・青木庄兵衛・山中善作 【大工】棟梁:左兵衛・儀兵衛	日道「旧客殿棟札」 日道「読誦記」 (日親「祈禱経」附属)(京博292) 日道「道選遺書」(宝物四五) 日道「矢倉氏位牌背記」 (京都府寺誌稿)	
		10月23日		焼失を免れた元本堂安置「釈迦多宝二仏並四菩薩坐像」を移座し、入 仏供養を行う。 【願主】兩尊再興施主:安井弾正	日道「旧客殿棟札」 日道「読誦記」 (日親「祈禱経」附属)(京博292) 日道「道選遺書」(宝物四五)	
		11月6日		日道、法華経寺への輪番就任で京都を発つ。	日道「道選遺書」(宝物四五)	
		11月27日		日道、法華経寺に入山。	日道「道選遺書」(宝物四五)	
	寛政6年 (1794)	12月	三十番神社	三十番神のうち、焼失を免れた「稻荷神像」の開眼供養を行う。	三十番神坐像のうち 稻荷神像底墨書	
	寛政7年 (1795)	3月		上棟「維時寛政七龍集乙卯三月大吉祥日」	日道「三十番神社棟札」 日道「矢倉氏位牌背記」 (京都府寺誌稿)	
	寛政8年 (1796)	6月	尊陽院	天明の大火による被災状況を記した文書を町奉行所に提出する。	「尊陽院絵図」	
		8月8日	開山堂	上棟「寛政八丙辰九月十五日遷座供養百案法事至二十一日一七〇経營」 【願主】 発起発願人:田坂源左工門 再建本願主:淡路屋太良兵衛 願主:矢倉九右衛門安載・矢倉雪信法尼・谷松屋権兵衛 【大工】 棟梁:小林利兵衛 副工:西村儀兵衛	日道「開山堂棟札」 日道「矢倉氏位牌背記」 (京都府寺誌稿)	
		9月13日	客殿	焼失を免れた元本堂安置「釈迦多宝二仏並四菩薩坐像」を彩色補修し、 焼失した光背・台座を新調する。	「釈迦多宝二仏並四菩薩坐像」 背面墨書	
		寛政9年 (1797)	2月13日	仁王門	上棟「維時寛政九年大歳丁巳二月大吉祥日」 【願主】 再興本願主:淡路屋太郎兵衛・坂田屋伊助・堺屋孫右工門 塩屋勘右工門・万屋嘉兵衛 世話人:片岡忠右衛門 【大工】棟梁:小林利兵衛・西村儀兵衛	日道「二王門棟札」
			10月26日		茶室の修理を機として9代千宗室による茶会が行われる。	日道「本阿弥光山宛千宗室書状 附属裏書」(宝物三〇二)
	39世 真如院 日相	享和元年 (1801)	8月	矢倉九右衛門安盈・稲川安右衛門経敬・山中栄三郎彰信・矢倉龍三郎安住の連名で、会津松平家初祖の保科正之を祀 る土津神社へ銅製灯籠を奉納する。		
			12月5日	大坂の四天王寺、落雷により金堂や五重塔などを焼失する。 谷松屋文右衛門(戸田行嘉)、没。		
		文化元年 (1804)	3月	大玄閣 上棟 【願主】再建発起人:矢倉氏・大坂淡路屋太郎兵衛	日相「大玄閣棟札」	
文化2年 (1805)		3月	鐘楼 上棟「維時文化二年乙丑歳三〇(月)〇〇〇上棟」 【願主】供養本願人:浪華福慶太郎兵衛	「鐘楼棟札」		
	8月28日	庫裏 上棟「文化二年丑八月廿八日上棟」 【願主】福慶太郎兵衛 【大工】棟梁:西村左京 俗名儀兵衛	「庫裏棟札」			
40世 頂珠院 日選	4月28日		矢倉家、墓所を本法寺に移す。	矢倉家五輪塔碑文		
	文化3年 (1806)	9月13日	本堂 上棟「維時文化三歳舍丙寅九月十三日」 【願主】 最初発起: 戸田信常 称権兵衛・嗣子 名権兵衛・同行嘉 名文右衛門 成就大功:福慶太郎兵衛正教 成就補佐:左倉平助常正 作事執計:片岡忠右衛門長秀 【大工】主匠:西村左京末武・小林利兵衛正常	日選「本堂棟札1」		
	文化5年 (1808)	9月17日	多宝塔 上棟「時文化五載戊辰集秋九月十七日上棟嘉旦」 【願主】 普請主役:片岡忠右衛門 中興働功第一:檀越:浪華福慶太郎兵衛 同志助力:檀越:左倉平助 【大工】棟梁:西村左京・小林利兵衛	日選「多宝塔棟札」		

曰く「上人、本山に移り、再び本堂・宝塔を造くるの意なきか。冀わくは謀られんことを。今や堂塔再建の時至るのみ」と。選、愕然として謂く「予の不敏、何ぞここに至るを得んや」と。曰く「然らず。見るを請う、本山焼敗の後、堂宇列成りて有り。孰か与らざらんや。浪華の信力、今上人一たび起たば、則ち衆檀風靡し、堂塔並に成らん。親しく見るべし。もし猶予せば護法の人にあらざるなり」と。選、止むこと獲ず、文化三年寅三月廿八日、當山に移り、果して福慶、志を振う。この挙、更に家計数月を顧みず、平介もまたこの勢に勇み、志を合せて相輔く。

檀家からの強い後押しがあり、さらに文化五年（一八〇八）九月には法華経寺赴任中であつたものの、多宝塔の再興がなされている。このように主要伽藍を再興した功績もあり、日選は本法寺再中興の祖に位置付けられる。同七年八月二十七日には法華経寺の退山とともに隠居したため、本法寺貫主の後任が決まらず、三年ほど空山となつていたことを『昌山伝来秘蔵』が伝える⁽³³⁾。

文化十四年（一八一七）三月、本法寺法孫のために「慚愧」の重要性を説き、「信心」「修行」「習学」「説法」「法類」との規則を記した『法縁清規』を、四二世日利、次期貫主の日要らと連署のかたちで著した⁽³⁴⁾。文政二年正月二十四日、七十六歳で入寂し、本法寺の貫主として文化三年（一八〇六）三月から文化七年八月まで四年半ほどであったが、その大半を大本山法華経寺で過ごした。

三 矢倉九右衛門と御用達商人・鍵屋（鑑屋）

本法寺の伽藍が次々と再興していく渦中において、「雲龍図」を有する尊陽院も復興がなされた。明治二十五年（一八九二）十二月に成つた『京都府寺誌稿』『本法寺志稿』には、「天明八年回祿、其後檀頭矢倉九右衛門再建す、年月等不詳」とあり、詳しい年代は不詳とされるものの、檀家の筆頭であつた「矢倉九右衛門」という人物が再建を果たしたと記す⁽³⁵⁾。また、「本法寺志稿」の「堂宇」項にも天明の大火に関する記述があり、「其事實は再建本願人、矢倉氏の位牌背記に在るを以て之を左に掲ぐ」とし、三八世日道による漢文を掲げる。

天明九年正月洛中妖炎羅、其災堂宇悉成煨所、餘僅経蔵宝庫耳、日道傷切発中興願、同十二月假建方丈、翌年假書院成、寛政三年秋、矢倉安盈継先祖志造客殿、六年冬番神社成、同年戸田行嘉発起本堂、浪花田坂氏同淡路屋太郎兵衛発起開山堂、八年辰落成復故、其他喜捨黄金若干粧本堂三宝、尊容或修補経蔵、且客殿本願白銀二百枚寄附等矢倉安盈之功多々、

天明九（八）年正月、洛中妖炎羅り、その災、堂宇悉く煨する所と成り、余は僅か経蔵と宝庫のみ。日道、傷切して中興の願を發す。同十二月仮方丈を建て、翌年假書院成る。寛政三年秋、矢倉安盈、先祖の志を継ぎて客殿を造る。六年冬、番神社成る。同年戸田行嘉、本堂を發起し、浪花田坂氏、同淡路屋太郎兵衛、開山堂を發起し、八年辰、落成復故す。その他黄金若干を喜捨して本堂三宝の尊容を粧い、或いは経蔵を修補す。且つ客殿の本願、白銀二百枚の寄附等、矢倉安盈の功多々あり。

寛政三年（一七九一）九月に上棟された客殿は、先祖の志を継いだ「矢倉安盈」が再建を果たしたものとわかり、実際の「客殿棟札」に記される「矢倉九右衛門」と同一人物とみられる。

この「矢倉」との苗字を有した人物は、再建された本法寺諸堂の棟札に間々見ることが出来る。寛政八年の「開山堂棟札」に「矢倉九右衛門安載」とその妻と思しき「矢倉雪信法尼」、文政十三年（一八三〇）四月の「書院棟札」に「全備之大功者」とある「矢倉九右衛門安住」、さらに天保九年（一八三八）閏四月の「本堂棟札」に「銅瓦施主 矢倉氏」とある。このように本法寺の復興には「九右衛門」を通称として襲名した「矢倉九右衛門安盈」「矢倉九右衛門安載」「矢倉九右衛門安住」といった矢倉家の人々が深く関わったことが判明する。

現在でも「矢倉」の名称は京都から離れた大阪市西淀川区西島に「矢倉緑地公園」と残っており、ここはかつて京都の矢倉九右衛門によって開発された「矢倉新田」があった。大正十四年（一九二五）刊行の『西成郡史』は「大字矢倉」の項をたて、

大字西島の西に接し、大字中島とは神崎川支流の中島川を隔てて別し、南の一小部は海に面す。原是海面の寄洲なりしを、安永五年の頃、京都立売通り鎌屋（大坂湊口新田細見図には鍵屋に作る）矢倉九右衛門の開発せる処なれば此名あり、

とする³⁶。また、その七年後に刊行された『大阪府全志』は、安永七年（一七七八）の開発であったと伝える³⁷。ここで引用される『大坂湊口新田細見図』とは、天保十年（一八三九）に大坂の播磨屋九兵衛から板行された新田の地図である³⁸（図14）。それぞれの地主について「新

田本高井地主名前 西成郡之分」として記すが、このうち「西嶋百五十六石二斗三升四合」と「矢倉 五十五石三斗四升六合」には「京下立売小川 鍵屋九右衛門」とみえ、ここから「矢倉九右衛門」の屋号が「鍵屋」であったとわかる。

それでは江戸中後期に活動し、京都下立売小川に居を構え、屋号を「鍵屋」と称した「矢倉九右衛門」とは、いったい何を職種とした家であったのか。

諸職の人名を豊富に収録した京都の案内記『京羽二重大全』を検すると、延享二年（一七四五）版と明和五年（一七六八）版の「諸御大名」項に、

内藤紀伊守殿 越後村上五万石
用達下立売油小路東入 鍵屋九右衛門

と認められる³⁹。さらにその後の刊行となる文化八年（一八一二）版の「御大名」項に、

内藤豊前守 信敦 越後村上五万九千石余
下立売小川 用達 鍵屋九右衛門

とあり、天保二年（一八三一）に刊行された京都案内記『京都巡覧記』の「御大名京御屋敷并用達所附」項にも、

越後村上 五万九千石家
内藤紀伊守殿

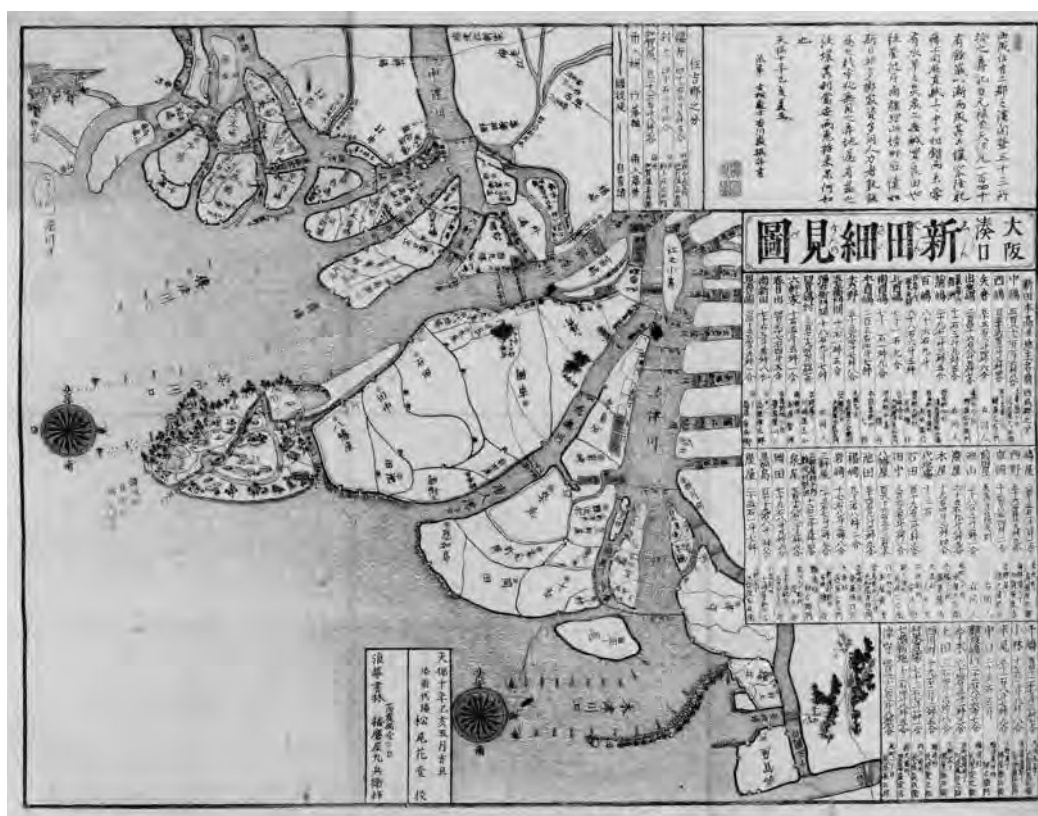


図14 『大阪湊口新田細見図』天保10年（1839）神戸市立博物館蔵

用達 下立売小川 鍵屋九右衛門

と記される⁽⁴⁰⁾。前者の「下立売油小路東入」とは現在の上記区西大路町付近であり、後二者の「下立売小川」に「西入」を加えれば同所となる。油小路通から一筋東にある南北の通りが小川通であり、両者の距離はわずか七〇メートルほどに過ぎず、このふたつを同所とみても差し支えない。

ここから「鍵屋」こと「矢倉九右衛門」とは、内藤家が統治する越後村上藩に出入りした御用達商人であったと判明する。京都の御用達商人とは、江戸前期にあつては「呉服所」とも呼ばれたように、国元や江戸で調達できない呉服をはじめとする京都ならではの商品を調達して納品し、時に財政不足を補うための御用金調達を請け負う役割を担った。幕末の文久三年（一八六三）に刊行された『花洛羽津根』にも、

内藤紀伊守 御居城 越後村上 五万九千石余
下立売油小路東入 用達 鍵屋民之助

と「御大名」の項に記され⁽⁴¹⁾、「九右衛門」から「民之助」へと通称が変わるものの、江戸中期から幕末に至るおよそ百年あまりの間、この「鍵屋」が村上藩の御用達を担ったことになる。これは村上藩側の資料からも裏付けられ、明治初年に藩の債務を取り調べた「明治四年村上藩債取調帳」に、「鑑（鍵）屋九右衛門」と「矢倉民之助」が登場する⁽⁴²⁾。

千五百兩

右嘉永七甲寅年正月、京都下立売通小川下ル、鎰屋九右衛門より借用、利足月八朱之定、同年十二月返済約定之処、利足百五拾兩済、其後致遅滞居候、

百式拾四兩永六百拾文六分四厘

此銀式拾貫目

内百三兩永百八拾六文壹分七厘 返済済

右嘉永六癸丑年四月、右同人より借用無利足約定之処、百三兩永百八拾六文壹分七厘返済、其後致遅滞居候、

四拾六兩式分永式百式拾八文三分五厘

此銀七貫五百目

右嘉永五壬子年十一月、右同人より請金懸戻之分借用、利足年八朱定之処、致遅滞居候、

式百兩

右明治三庚午年正月、西京下立売通小川下ル、矢倉民之輔より借用、利足月式割五分之定、同年六月返済約定之所、利足当年八月返済、

ここには「小川下ル」という住所に加え、「鍵」の異体字である「鎰」が使用されるものの、同じ矢倉家を指すのは疑い得ない。幕末から明治の記録にとどまるが、嘉永五年（一八五二）十一月、同六年四月、同七年正月、明治三年（一八七〇）正月と断続的に矢倉家から借金を

行い、その返済が遅滞していたとの内容である。このように矢倉家は、むしろ大名家に金銭を貸し付ける金融業「蔵元」としての性格が強く、次章で述べるように、その立場での関係は村上藩一藩にとどまらず、越中の富山藩や奥州の会津藩などにも及んでいた。

一方でこの「矢倉九右衛門」は、弁慶家、池上家とともに幕府直属の京都大工頭・中井家が支配した「御扶持人棟梁」三家のひとつと言及されることもある。⁽⁴³⁾ 棟梁としての矢倉家は、京都町奉行の与力・神沢杜口（一七一〇～九五）による『翁草』「卷四十八 京都役人格式及び大工棟梁由緒書の事」に由緒が記される。⁽⁴⁴⁾

中井主水下に御扶持人棟梁と云者三人有り、右田緒の者共なれ共、常帯刀にも非ず、漸御用帯刀御免にて、町棟梁の上に立、御普請御用を勤む、町棟梁は、作料を下され、此三人は役扶持を下さる、町棟梁と云は、皆和州法隆寺より京都へ相詰て、主水役所を勤めき、其功勞年齢に随ひ、太夫成りと号して、在所法隆寺へ立帰り、其旧式有り、右相済て名を何太夫に改む、又其中にて重も立候者を撰み、頭棟梁とす、禁裡御普請御用を勤れば、其規模として、頭棟梁へ呼名を賜ふ、御扶持人棟梁には、左様の式無之、是は御扶持人の方は、古来よりの大工にて無之、町棟梁は聖徳太子已来大工の筋目故今に至り色々の古式有りとぞ。御扶持人棟梁三人より、公儀へ差上候由緒書の扣、左に記す。

高百石 弁慶小左衛門

：

高七十一石 池上五郎右衛門

：

高三十六(八)石余 矢倉久右衛門

一先祖中西源七と申、尊氏公御代より以来、御作事御用相勤申候、秀吉公より所領拝領仕、御朱印于今所持仕罷在候、

一曾祖父中西久右衛門義、慶長十三年権現様へ被召出、駿府御城江戸尾州御城御作事御用被仰付、相勤申候、御城御櫓の建様、御感被為思召、御用の度毎に櫓と被為招呼候に付、名字を矢倉と相改候、大坂御陣の節、御陣小屋の御用被仰付、其後大坂御城御普請等之御用相勤申候、御知行之義、元和五末年九月十五日、山城国愛宕郡田中村の内にて、三十八石余被下置之旨、台徳院様御朱印頂戴仕、于今拝領仕、御奉公相勤申候、

一私共先祖より毎度江府へ参上仕候節は、権現様より以来御代々御目見、御小書院帝鑑之間御椽側にて、独礼被為仰付、尤献上物指上御暇被成下候節は、御服或は御銀頂戴仕来候御事、

この「矢倉久右衛門」は幕府から三十八石余りで扶持され、もとの苗字を中西といった。慶長十三年(一六〇八)、曾祖父の中西久右衛門が徳川家康から召し出され、駿府城や名古屋城における櫓の建てざまが見事であったため、御用のたびごとに「櫓」と呼称され、これを機に苗字を「矢倉」に改めたという。以後、將軍へのお目見えが許され、出仕の伺候席は小書院帝鑑の間、椽側であったとする。この石高は文久三年(一八六三)に刊行された『花洛羽津根』の「大工棟梁」項にも「三十八石 矢倉唯之丞」とあることから、幕末まで継承された⁽⁴⁵⁾とわかる。

また、享保二年(一七一七)に編纂された『京都御役所向大概覚書』の「御大工頭并棟梁、五畿内・近江大工・杣・木挽敷之事」項には、

住所を含む「一、高三拾八石七斗八升 小川通上立売上ル町 報恩寺前町借宅 矢倉久右衛門」との情報⁽⁴⁶⁾が掲載される。この住所は村上藩の御用達商人であった矢倉家の「下立売小川」と似てはいるが、そこから北に一・三キロメートルほど離れたところを指す。加えて棟梁の矢倉家が住んでいたのは「借宅」とされる。

「九」と「久」は同じ音の「きゅう」であり、混同しやすい字ではあるものの、それぞれに言及した江戸時代の資料において両者を誤る例はほとんど見当たらない。お目見えを許された幕府の御扶持人棟梁と越後村上藩の御用達商人、その両者を兼ねたという積極的な資料を見出すことはできず、江戸時代における職業の例からしても、現時点で同一の家であることは否定せざるを得ない。

四 矢倉家と本法寺

矢倉家と本法寺の関わりは古く、桃山時代に遡る。慶長二十年(一六一五)六月二十五日の「祠堂米寄進状」という文書が本法寺に伝来しており、矢倉法順ほか三名の連署となっている⁽⁴⁷⁾。

為祠堂米四十石永代本法寺江

上申候、但右利分之内にて毎年

正月千部経御読候て可被下候、此

千部入目者宿坊江御渡則御

行事御付、末代迄無相違様ニ

并浴室惣庫裡造立被成、此外

衆儀一都可然様奉願候、為後日



図15 矢倉家五輪塔 本法寺墓地
(尊陽院管理地内)

状如件、

慶長貳拾年乙卯六月廿五日

矢倉

法順

斯五郎

英長

本法寺衆中様

十乘院

まいる

先祖供養を目的とし、四〇石の米を本法寺に寄進するとの内容である。ただし、その貸付運営による利息分を、正月に法華経を千回読む千部会や浴室や庫裏の建立費用に充てるように依頼している。この「法順」の名は本法寺の寺伝を記す『本法寺由緒書』にも認められ、

：天正十六戊子年、一条堀川ノ本法寺当地ニ移也、將軍秀吉公聚樂ニ城郭ヲ作ル、近辺ニ諸大名ノ屋形ヲ建ル也、此時城ニ近キ寺院ヲ皆遠地に移ス也、

当舎建立之覚

本堂 慶長四己亥年建

客殿

二王門 慶長十一年二建 施主長谷川等伯日妙

施主本阿弥光二

番神

施主本阿弥光淳

大黒堂

涅槃像 同歳 施主長谷川等伯日妙自画

塔 元和九癸亥年建 施主矢倉法順日玄 但シ遺言也

鐘同堂 承応二癸巳年建 施主鐘 諸旦那 施主堂 本阿弥

一家

と記される⁽⁴⁸⁾。現在地に移転した天正十六年(一五八八)以来、本法寺の伽藍は次第に整えられていくが、本堂や仁王門などに次いで元和九年(一六二二)に建造された多宝塔は、矢倉法順が施主であったのは明らかである。ただし、この時すでに法順は世を去っており、遺言によってその建立が実現したらしい。

さらに本法寺の末寺であった大坂の正法寺(大阪府中央区中寺)は、本法寺檀越の矢倉法順(正法院法順日玄居士)によって開山されたと伝える。二代將軍徳川秀忠の側室であった娘の安産を機に、高津村の現在地一千坪余りを秀忠から拝領し、本法寺一〇世日通上人の弟子であった観明院日性(一五六一〜一六三〇)を迎え、元和二年(一六一六)

十月十三日に開山したとい⁽⁴⁹⁾う。ただし、秀忠正室・江姫は嫉妬深い性格であったため側室を持つことを許さず、会津藩松平家の初祖・保科正之（一六一一〜七二二）を産んだ静のみ、後世に認められたほどとされる。それゆえ、矢倉法順の娘およびその子にどのような経緯があったのかを知るのは困難である。

この法順を含む矢倉家歴代の五輪塔が、本法寺墓地のうち尊陽院の管理地内に現存している（図15）。中台の裏面に「二十八世瑞雄院日正上人代 昭和四十九年三月吉祥日 矢倉 修復」と四行で刻まれることから、尊陽院二八世・瑞雄院日正（砂川瑞雄）住職の時代であった昭和四十九年（一九七四）に、銘文をそのままに旧墓石を改めたものとわかる。地輪に相当する方形部分の正面に初代、向かって左側面に二代から九代、右側面に十代から十四代までの歴代夫妻の法号を刻む。当主であった男性のみを掲げておく。

初代	一乘院法純日圓居士	二代	遠妙院法伝日潤居士
三代	境妙院乘玄日順居士	四代	圓法院法順日玄居士
五代	順正院法與日修居士	六代	正信院法順日隨居士
七代	正行院法寿日量居士	八代	正義院法夕日九居士
九代	正受院法栄日光居士	十代	正積院法雪日厚居士
十一代	正法院亨雪日利居士	十二代	正法院亨順日孝居士
十三代	正法院安詳日澄居士	十四代	正法院安棟日穩居士

「法順」の法号は四代と六代にみえるものの、正法寺では「日玄居士」と伝えるため、四代であったと判明する。『本法寺本院過去帳』によると「十九日」に「正法院法順日玄居士」の法号がみえ、「当山入祠

堂大檀那 鑑屋九右衛門先祖」と記される⁽⁵⁰⁾。墓碑に刻まれる法号と異なるが、正法寺で伝わるものとは符合する。ここから没年が元和元年（一六一五）八月十九日であったとわかる。同じ『過去帳』に記される歴代の没年を示しておく。

初代	一乘院法純日圓	永正十五年（一五一八）	正月十五日
二代	遠妙院法伝日潤	天文十七年（一五四八）	正月二十五日
四代	正法院法順日玄	元和元年（一六一五）	八月十九日
五代	順正院法與日修	延宝元年（一六七三）	三月二日
七代	正行院法寿日量	元禄五年（一六九二）	十二月十二日

また、これ以降の歴代についても、本法寺の関連資料にその名が認められる。

日蓮宗僧侶の教育機関を淵源とする立正大学図書館には、一字を「一・五ミリメートル」で書写した『妙法蓮華経（懐中本）』が所蔵される。この奥書には「享保十乙巳歳九月廿六日 矢倉安義謹書之」とあり、享保十年（一七二五）に「矢倉安義」の手によって書写された⁽⁵¹⁾とわかる。さらに付随する収納用の帙には、

正受院法栄日光居士細字書写之法華経全部

孝子 矢倉九右衛門安藏恭敬尊重来不退新造宝塔奉安置之

実読若経卷所住之処皆応起七宝塔極令高広嚴飾之経文仁乎

本法寺 文明院日元

安永九龍舎庚子十月良日採毫

と認められる。「正受院法栄日光居士」こと「矢倉安義」が書写した本品を、五十五年後の安永九年（一七八〇）十月に息子の「矢倉安蔵」が新造の宝塔に安置したとする。本品の裏表紙見返しは本法寺二九世の日領、峽は同塔頭・尊陽院一二世の文明院日元（一七四八〜一七八四）による書であり、矢倉家と本法寺および尊陽院の関係を示すものとして貴重である。なお、先にみた「祠堂米寄進状」には、

矢倉氏先祖法順寄進状表具修補願主

遠孫矢倉九右衛門安蔵

本法寺三十三世

宝曆七丁丑十月日

日貞

との裏書があり、宝曆七年（一七五七）十月に同じ「矢倉安蔵」によって修補されたとわかる。矢倉家の五輪塔に刻まれる法号から、父の「安義」は矢倉家の九代、息子の「安蔵」は十代となる。『本法寺本院過去帳』には法号とともに没年が認められる。

九代 安義 正受院法栄日光 享保十四年（一七二九）

八月十九日

十代 安蔵 正積院法雪日厚 天明二年（一七八二）十月六日

天明の大火で焼け残り、結果として多くの宝物類を救った宝蔵の棟札には、願主として「矢倉九右衛門」の名がある。一方の裏面に「当山伽藍備足、宝蔵耳欠之、因茲發大志願幕（募）十方之檀那集信男女之力、凡從享保八卯六月上旬至辰五月下旬成就之」と記される。宝蔵

が建立された享保八年（一七二五）六月から翌九年五月にかけての当主は九代安義であり、本法寺の歴史に大きな功績を残した人物となる。

この安義には四人の息子がおり、次男として生まれたのが分家の「鍵屋半右衛門」として大坂で活躍した矢倉安安（一七二三〜八九）である。若い頃から和漢の古典を涉猟し、和歌や連歌を最も好んだ文化人としても知られる。笛や箏を嗜む一方、茶道や香道にも通じ、さらには医学や絵画に詳しかったという。四代法順の創建になった大坂の正法寺を菩提寺とし、正面に「正徳院安安日義家君」とある墓碑には、松花堂流の書家としても知られた漢学者の細合半齋（一七二七〜一八〇三）による銘文が刻まれる。

君卒而踰月、令嗣安節、使使具手狀請墓銘、予始聞訃大驚惜之、因謝踈闊、且讓于名高、既而以予與君有舊、則似不可固辭焉者、按狀君先矢倉氏、諱吉貞者、起富於京、俗稱鍵屋九右衛門、六傳而至于諱安義者、是為君大人、配山下氏、生四男一女、君其仲也、七歳而喪父、及長聰明多能、素孝於母、友于兄弟、伯子諱安蔵者継家、既分財於君別居、又俾広業于浪華、君因徙焉、時丁延享丁卯、是浪華俗稱鍵屋半右衛門祖也、居久而母氏卒於京、君儼然在憂服中、國制服除、猶未除三年云、安永改元君營莊於城東新喜多村、園植花卉四時愛護、自号楽芳庵、蓋自弱冠博涉和漢典籍、尤嗜和歌連歌、連歌為人所矜式、其次音律善笛及箏、茶香韵事、醫畫技巧亦精、居恒温厚節儉、敬祖先愛奴隸、举家晏如也、天明元年、君俾安節襲業、自薙髮以諱代法号稱焉、越今茲九年己酉初病疫痢、僅七日遂卒於家、実正月十八日也、年六十七、葬于

生玉正法寺、君諱安安、字文思、一字仲遷、号霞爛、娶鹿嶋氏、有一男子、即安節也、予與君交、雖道不同相為謀之、連歌有漢和一武者、君欲與予試之、以踈闊故不果、然如有久要是宜銘、銘曰、

家称孝悌、人称技芸、雖今也則亡矣、不朽傳世、況是積善之家、子孫承惠、其家其志、永矢有繼、

友人伊勢合離撰文并書 孝子安節謹立

父の安義は山下氏を娶り、四男一女を授かった。安義は安安七歳時の享保十四年（一七二九）に亡くなり、長男の安蔵が「九右衛門」を襲名して京都の鍵屋を継いだ。弟の安安は二十五歳になった延享四年（一七四七）に兄から財産を分与されて「鍵屋半右衛門」を名乗り、大坂において家業を広げることとなる。安永元年（一七七二）には寝屋川沿いの城東新喜多村（現・大阪市城東区新喜多）に別荘「楽芳庵」を営み、さらに天明元年（一七八二）に息男の安節に家業を継がせた。安安が家業において成功を収めていた様子は、幕府が強制力をもって大坂の素封家に要請した宝暦十一年（一七六一）の御用金抛出の際に、「鍵屋半右衛門」の名が挙がることから明らかである。

御用金被仰付之事

米相場之儀に付、其方共え右御用金被仰付旨、三枝帯刀・小野左太夫を以、城代松平周防守殿え、江戸表より被仰越、依而此段可申渡旨、周防守殿被仰聞候、何茂身分に應し御用被仰付候儀、誠以冥加之至に候条、難有奉畏、御請印形仕之、来午正月十日切我等御役宅え可持参候、

宝暦十一年辛巳十二月十六日 能登守印

：

極月二十三日被仰付

鍵屋半右衛門 金貳萬兩

〔御触書之留并濱方記録〕

一 十月 御用金

江戸表より御目附三牧帯刀様、御勘定吟味役小野佐太夫様、御普請方御徒目付御小人目付衆已上十六人、大坂表へ至極二而町奉行興津能登守様御立合、十二月十六日、同廿三日兩度二町人共へ被仰付候、

御用金 五万兩宛

鴻池善右衛門 ：

同 二万兩

鍵屋半右衛門 〔撰陽奇観〕卷三十一⁵⁷⁾

宝暦十一年十二月十六日、二十三日、翌年正月五日の三度にわたり、大坂西町奉行所と大坂三郷惣年寄が相談して指名した二〇五人に対し、合計一七〇万三〇〇〇兩の抛出が要請された。最も多額であったのが「鴻池善右衛門」の五万兩であり、「鍵屋半右衛門」に対しては三番目に多い二万兩が課せられたことから、資本金の大きさを類推できる。この御用金に関する利払いと返済は約束されたものではあつたが、確実性を保証するものではなく、実際には明治期に至るまで完済されることはなかったといふ⁵⁸⁾。

一方、安安の墓碑銘を記した細合半齋にはいくつかの詩文集が残さ

れており、年代順に詩文を掲載するため、矢倉家との交流時期とともにその内容を知ることができる。

「矢倉氏の楽芳庵に寄懐す」

苦懐城東畔 苦ろに懐う 城東の畔
郊莊隱鷓田 郊莊 鷓田に隠る
花禽時入画 花禽時に画に入り
山水或成篇 山水或は篇を成し
路隔纒十里 路は隔つ纒に十里
情疎已一年 情は疎なり已に一年
何当出塵外 何つか当に塵外に出て
竹逕領風煙 竹逕風煙を領すべし

〔合子天明後稿〕一弓 天明三年・一七八三⁽⁸⁾

「矢倉氏、書を恵す、加うるに家製の名茶二種を以てす、小

律寄謝す

一書茶両裹 一書茶両裹
通信自平安 通信平安よりす
淡水交如故 淡水の交り故の如し
白蓮盟不寒 白蓮の盟は寒からず
種因禅道味 種は因る 禅の道味
名藉帝龍團 名は藉く 帝の龍團
大内将衣笠 大内と衣笠を將と
聯芳厭臭蘭 聯芳 臭蘭を厭す

(大内、衣笠は二山の名なり、生、茶を等持院の村莊に造る、山

を以て茶名と為す)

〔隱居放言〕上卷 享和元年・一八〇二⁽⁹⁾

「矢倉氏の両曲屏に題す。雪の詩二首」

太古神開闢 太古の神開闢す
名山雪四時 名山の雪 四時
半天常不夜 半天常に不夜
祥夢与灵期 祥夢灵と期す
一色湖天雪 一色湖天の雪
何如剖判時 何如んぞ剖判の時
仙人縮地術 仙人縮地の術
沙界小盆池 沙界小盆池

〔隱居放言〕中卷 享和二年・一八〇二

最初に挙げた五言律詩は天明三年(一七八三)の詠である。息男に家業を継がせたのち、安安が自適の隱居生活を送る様子を活写する。一方、後二者の題には「矢倉氏」とあるものの、すでに安安亡き後の享和年間の詠である。加えて前者の題に「書を恵す、加うるに家製の名茶二種を以てす」、詩中に「通信平安よりす」とあることから、京都から送られた書簡と恵贈された茶に対する贈答詩とわかる。「衣笠」の地名からもわかるように、贈られた茶は衣笠山の麓に位置する等持院近辺にあった、矢倉家の別業で栽培されたものであった。ここから細合半斎は大坂の「鍵屋半右衛門」こと矢倉安安だけでなく、本家の「矢倉九右衛門」とも交流を持ったことがわかる。これを裏付けるよ

うに本家の矢倉家が歴代にわたって蒐集した茶道具目録『矢倉蔵帳』には、「其外」部に「合離先生 楽の一字」とあり、「楽」の一字を記した半齋の書が含まれる⁽⁶¹⁾。時代は下がるが、頼山陽や田能村竹田と交流を持った豊後出身の浄土真宗の僧・雲華大含（一七七三～一八五〇）も、この等持院近辺にあった矢倉家の別業を訪れている。

「十一月十二日、等持院村矢倉氏別業に遊ぶ。壁上の伊藤東所の韻に次ぐ。山本東道主人に似る」

一覽名園竹外家 一覽す名園竹外の家

避塵深處起棲鴉 避塵深處棲鴉を起こす

眼前天趣堪真賞 眼前の天趣 真賞に堪え

不問他時雪月花 他時を問わず 雪月花

堂の扁は「避塵處庵」玄宰の書なり

〔雲華草〕卷十六「庚子稿」⁽⁶²⁾

天保十一年（一八四〇）の詠であり、この別業に掲げられた扁額は、中国明代末期の文人・董其昌ではなく、会津藩の家老職を務めた田中玄宰（一七四八～一八〇八）の書であろう。次章で述べるが、矢倉家と会津藩との関係は深く、この事例もそれを裏付ける証左となる。

この『矢倉蔵帳』という矢倉家の茶道具に関する所蔵目録は茶道家各所に写本で伝わるという、一書のなかに矢倉家は六世安義、七世安蔵、八世安載、九世安住、十世安祥と続いた旨を記すものが存在するとされる⁽⁶³⁾。ただし、桃山時代に生きた矢倉法順を初代とした代数であり、三代分のずれが生じている。九代安義、十代安蔵と続くのは先に述べたとおりであり、法号からして安詳が十三代であるのも間違いな

い。とすれば、その間を十一代安載、十二代安住と埋めることが可能となる。

ただし、矢倉家五輪塔の地輪背面には「文化三丙寅歲四月二十八日矢倉十一世九右衛門安盈欽言」と刻まれ、十一代は文化三年（一八〇六）四月時に当主であった安盈であるのは明らかである。とすれば、「安載」とはいつたい誰かとの新たな問題が生じる。天明の大火後、寛政八年（一七九六）に再建された開山堂の棟札には「矢倉九右衛門安載」とあり、次章で述べる会津の土津神社へ奉納された享和元年（一八〇一）の銅製灯籠には「矢倉九右衛門安盈」と「矢倉龍三郎安住」の名がある。さらに文化三年の五輪塔は「矢倉九右衛門安盈」と記す。『京都府寺誌稿』が引く「矢倉氏の位牌背記」は本法寺三八世の日道によって書されたものだが、寛政三年（一七九一）建立の客殿は先祖の意志を継いだ「矢倉安盈」による造立としていいる。「安載」「安盈」ともに矢倉家当主の「九右衛門」を名乗り、活動時期が重なることを踏まえれば、この二人は寛政八年（一七九六）から享和元年（一八〇一）の間に名を改めた同一人物と推察できる。「位牌背記」は寛政八年（一七九六）以降に過去を振り返って記された内容であるため、「安盈」と記されていても矛盾は生じない。

以上のことから、享和年間に細合半齋と交流を持ったのは、安安からすれば甥にあたる十一代安盈（安載）となる。『本法寺本院過去帳』に掲載される十一代と十二代の没年を示しておく。

十一代 安盈（安載） 正法院亨雪日利 文政十年（一八二七）

九月二十日

十二代 安住 正法院亨順日孝 弘化三年（一八四六）

十二月二十五日 五十一歳

五 蔵元としての矢倉家と会津藩

越後村上藩の御用達商人であった矢倉家は、一方で大名家に利貸を行く金融貸付業「蔵元」として知られる。安政三年（一八五六）に越中富山藩に対し、二五〇〇〇両の借り入れ交渉をしていた事実があるほか、最も深い関係を有したのが奥州会津藩であった。それを象徴するかのように会津藩主松平家の祖・保科正之（一六一一―一七二）を祀る土津神社（福島県耶麻郡猪苗代町）には、奉献された銅製灯籠が今も残されている。

会津藩の家老・田中玄宰（一七四八―一八〇八）によって編纂された『新編会津風土記』「巻之四十九 土津神社」項に、

唐銅燈籠二基 鳥居ノ東西ニアリ。東ハ享保十四年己酉八月建願
主江戸住海保半兵衛、西ハ享和元年辛酉八月建、願主京都住矢倉
安盈、大阪住稲川経敬、同山中彰信、同矢倉安住、會津住林光
治、同塚原孝徳ト云銘アリ。

とあり、京都の「矢倉安盈」を筆頭に大坂の「稲川経敬」「山中彰信」「矢倉安住」、会津の「林光治」「塚原孝徳」という六名の連名により享和元年（一八〇一）八月に奉献されたとする⁽⁶⁵⁾。実は京都における会津藩の御用達商人は矢倉家ではなく、『京羽二重大全』など京都側の資料によると「篠田五郎右衛門」とある。また、会津藩の正史ともいえる『家世実紀』にも「篠田五郎右衛門」は「京都呉服所」や「京都

御用達」と記され、「蔵元」という金融業の性格は認め難い⁽⁶⁶⁾。つまり、上方においてその役割を担ったひとり「鍵屋九右衛門」こと矢倉家であったということになる。

矢倉家と会津藩の交渉は比較的早く、『家世実紀』においては元禄十五年（一七〇二）五月二十四日条に「京都鑑屋九右衛門方御借金二付、初而御家老共連印之証文相渡」とあるのが初出となる。文中に「初而」とあることから、この時点から交渉が始まったのは明らかである。その後、四十年ほどを経た寛保元年（一七四一）五月十四日条には「御上京御用金御借用相調：江戸ニ而者三谷三九郎六千両・海保半兵衛四千五百両：上方ニ而鑑屋九右衛門六千両・茨木屋安太郎五千五百両・鴻池善兵衛三千五百両」と記され、いずれも藩に必要な運営資金を無心する内容となっている⁽⁶⁸⁾。特に後者は江戸の豪商として著名な三谷三九郎と海保半兵衛と対比するように上方側の筆頭に挙げられ、融資額から蔵元としての規模の大きさが判明する。

さらにそれから三十年余りのち、安永三年（一七七四）正月二十八日の「井深伝大夫御借金為御用京都へ被差登」という条では、矢倉家に強く依存していた会津藩の様子が窺える⁽⁶⁹⁾。

御内証向之義、甚敷御差支ニ而、自他邦分借尽、此上尅金も出方
無之程ニ至り、其上連々跡引ニ而去暮之御物成無之、江戸表ニ而
者月々御渡御扶持も、毎月金才判之上、米御買上ニ而相渡候体、
当年此末御婚礼御役を始、臨時之御入用も差見候処、当正月分
米金皆無之御内証ニ而、被遊方無之ニ付、御家老共之内、上方迄
被差登、銀先とも打任セ御頼被成候外無之旨、元メ役之者申出、
評議之上伝大夫被差登可然と相窺、旧蟬御下知相済、…当新納迄

之御不足金貳万五千兩程を始、三万兩之出金ニ申懸候処、第一鑑屋九右衛門義、近年諸家之差引滞候ニ付相痛、既ニ去年中々ハ内証向甚致儉約、京大坂手代共之内拾人相減、音信贈答之筋迄も嚴敷相省、漸軒体を張り罷在候体、弟半右衛門立入之御屋敷方御滯ニ付、内証甚及難義、加金方及公訴内分ニ仕度、相侘候得共不相濟詰り、軒体を潰し、身上限り相渡候外無之と相談、相賄候位ニ而も、九右衛門義見継も及兼候形、其金高纔三千兩程之由、至極之差支ニ而受難仕候旨申出、…鑑屋半右衛門義も加金公訴一件ニ付請不仕、一統困究之折柄難相濟、…私とも此度難渋之砌、無余儀筋合之銀子とも他借仕御用相達候得者、猶此上ニも御手堅御証文被下度申出、鑑屋九右衛門三千兩、鴻池善兵衛三千兩、茨木屋安右衛門千兩、外ニ鑑屋九右衛門・茨木屋安右衛門・鴻池善兵衛・鑑屋半右衛門摸合ニ而式千五百兩、前々々滞候御借金之内へ当年為御返済米壹万俵、新潟迄繰出置候旨、去秋中会津より御蔵元共へ申遣置候処、其壹万俵不相渡代金ニ而直し上通ニ申談候而、都合高九千五百兩当年致出金候、…扱又御蔵元鑑屋九右衛門・鴻池善兵衛知行式百石、手代扶持式拾人分つつ、鑑屋伴（半）右衛門へ知行百石（是迄被下候扶持方者被相止候）、鴻池伴右衛門へ拾五人扶持、茨木屋安右衛門羽織壹つ時服式つ被下之、

時は五代藩主・松平容頌（一七四四～一八〇五）の治世下で、会津藩は慢性的な財政難に悩まされていた。諸所からの借金ももはや飽和状態であり、貸主からは一銭も出せないとの状況にあった。この年に入ってからというもの、藩主の生活に関する米や金にも事欠くといった状況であったため、若年寄で元締役（勘定奉行）を務めた井深伝太



図16 矢倉安盈等奉納銅製灯籠 享和元年(1801) 土津神社(福島県耶麻郡猪苗代町)

夫重興を上方に派遣し、三万兩の金策について蔵元と交渉させることにした。そこでまず蔵元第一の人物として白羽の矢が立ったのが、鑑屋こと矢倉九右衛門であった。この時点での当主は十代安蔵であったが、返答は決して芳しいものではなかった。いずれの藩からも返済が滞っており、自身の暮らしぶりも儉約に務めるばかりでなく、京都と大坂の店で働く十人ほどの手代にも暇を出すほどで、かろうじて店の体裁を保っているという。井深伝太夫が金策に赴いた他の蔵元も同様の返答であり、なんとか矢倉九右衛門から三千兩、大坂の鴻池善兵衛から三千兩、茨木屋安右衛門から千兩、ほかに鴻池善兵衛や鑑屋半右衛門からあわせて式千五百兩を引き出すことができたものの、それは当初に予定していた額のわずか十分の一弱に過ぎなかった。ただし、他よりも出資額の多かった矢倉九右衛門と鴻池善兵衛に対しては、藩から謝礼として知行二百石が下されている。

それからおよそ三十年を経た享和元年（一八〇一）、十一代安盈は土津神社に銅製灯籠を奉納することとなる。ここに至った経緯については、寛政十二年（一八〇〇）七月十三日条から類推できる。^⑩

御借金御用として井深宅右衛門、并御勘定所主役原覚之丞上方へ被差登、

…御用達頭取林和右衛門召連当十二日、…且又御蔵元鎌屋九右衛門・茨木屋安右衛門・鴻池栄三郎へ格別蔵手御紋継御上下壺具判金壺枚つつ、鍵屋竜三郎へ只紋之時服銀子拾枚被下候、…扱又此度之御用向出精宜致弁達候二付、九右衛門・安右衛門・栄三郎へ御加増五拾石つつ、竜三郎へ三拾石被下、手代共へも夫々被下方被仰付之、

会津藩が借金を無心するため、家老の井深宅右衛門重高と勘定所主役の原覚之丞、さらに会津城下の御用達商人であった林和右衛門が上方の鎰屋九右衛門、茨木屋安右衛門、鴻池栄三郎、鍵屋龍三郎のもとを訪れた。この交渉も非常に困難を極めたようだが、結果的に話がまとまり、その謝礼として上方の蔵元たちに紋付上下の贈答と扶持の加増が行われたという。つまり、灯籠の奉納は蔵元たちが会津藩の配慮に応えた結果とわかる。

土津神社拝殿前の両脇に奉納された銅製灯籠二基のうち、向かって右側（東側）の一基には鑄造による陽刻で以下のような銘が施される（図16・17）。

永代常夜燈

願主大坂御蔵元

京都住

矢倉九右衛門安盈

大坂住

稲川安右衛門経敬

大坂住

山中栄三郎彰信

大坂住

矢倉龍三郎安住

会津御城下

林 和右衛門光治

会津御城下

塚原忠治幸徳

治工

早山主殿之助房次

同 藤蔵由次

享和元辛酉歳

仲秋吉辰



図17 同 奉納銘

ただし、慶応四年（一八六八）八月二十二日の戊辰戦争時において、会津に迫りつつあった新政府軍による蹂躪を恐れ、宮司自らが火を放ったことで土津神社は大きな被害を被ることとなった。同社の神域整備奉賛会から出版された塩谷七重郎著『保科正之公と土津神社―其の影響と治蹟』（一九八八年）にはこの灯籠に関する記述が認められ、「光義与市の孫が光賢与市であり、この人が社地復故の功勞者であり、

先祖の奉納した唐銅燈籠が戊辰戦争のどさくさにまぎれて散逸したものを買い戻し再献納したものも因縁である。：明治六年の古い燈籠を買い戻した時の代価が金二百四十五円であった⁽⁷¹⁾とある。会津藩の御用達商人・林和右衛門の末裔であった林光賢が土津神社の復興に尽力し、戊辰戦争で散逸した燈籠を当時の価格二百四十五円で明治六年（一八七三）に買い戻したという。現在の燈籠には「奉再献在碑銘明治六年癸酉十一月」という銘文のある別材が貼り付けられ、確かにこの年に修補奉納されたとわかる。ただし、本来の奉納時期は一基が享保十四年（一七二九）、もう一基が享和元年（一八〇一）であり、そもそも二基の間には七十年余りの隔りがあった。ところが現在の燈籠にはその間の時代差を認め難い部分もあり、明治期に再奉納された際、オリジナルを摹して補った部分があることを考慮に入れる必要がある。

この銘にみる「会津御城下」の「林和右衛門光治」と「塚原忠治幸徳」とは、『家世実紀』に登場する「林和右衛門」と「塚原佐次右衛門」のことである。「上方蔵元馴染」や「大坂廻米売買取計」などその職が記されるように、燈籠奉納の仲介を果たした会津藩の御用達商人である。寛政八年（一七九六）三月二十五日には「元メ方御用達頭取」に任命され、帯刀を許されている⁽⁷²⁾。

特に林光治は屋号を「永宝屋」を称する林家の五代目にあたり、明和六年（一七六九）に家督を相続して以来、文化三年（一八〇六）で隠居するまで三十五年にわたって御用達を務め、知行・扶持あわせて四五四石を賜給されていた⁽⁷³⁾。「会津中将」の銘柄で知られる鶴の江酒造や「イゲタ醤油」の林合名会社は、林家分家の末裔によって現在も会津の地において経営される。この林光治が自らの業績を文化二年

（二八〇五）二月に書き上げた『勤書并二御禰之廉』が残される⁽⁷⁴⁾。上方における蔵元関係の記述を抜粋すると、以下のとおりである。

同（宝暦）十一年十月十二日

一、京都御蔵元鑑屋九右衛門手代元兵衛、元メ方御用向二付罷越候節、旅宿被仰付候、

同（宝暦）十二年午十一月十六日

一、御蔵元鴻池善太郎手代藤七、鑑屋半右衛門手代久兵衛罷下候節、旅宿被仰付、

同（明和七年寅）十一月

一、京都鑑屋九右衛門手代清兵衛・要助罷下候二付、旅宿被仰付相勤候、

同（明和八年卯）十二月

一、大坂茨木屋安左（右）衛門手代久兵衛罷下候二付、旅宿被仰付相勤候、

安永五年申十月

一、京都鑑屋九右衛門手代要助罷下候二付、旅宿被仰付候間相勤候、

安永六年十一月

一、大坂鑑屋半右衛門手代善兵衛罷下り候二付、旅宿被仰付候相勤候、

同（安永七年戌）九月

一、大坂鴻池栄三郎手代延助罷下り候二付、旅宿被仰付候相勤申候、

同（寛政九年巳）十一月

一、京都鎰屋九右衛門手代佐兵衛罷下り候二付、旅宿相勤申候、同（寛政十二年申）十二月

一、大坂茨木屋安右衛門手代甚兵衛、鎰屋龍三郎手代伝兵衛罷下候二付、旅宿相勤申候、

享和二年戊（元年酉の誤記か）八月

一、上方御蔵元共対談致、見祢山へ御燈籠献納仕候事、

享和元年酉十月

一、鎰屋九右衛門手代彦四郎、鴻池栄三郎手代岩助罷下候へハ、旅宿被仰付相勤申候、

同（享和三年亥）三月二十九日

一、見祢山ニ御燈籠献納仕候二付、四拾匁掛蠟燭式百挺被下置候事、

宝暦十一年（一七六一）から享和三年（一八〇三）に至る四十年間の記録であり、鎰屋九右衛門（十代矢倉安蔵・十一代矢倉安盈）、鎰屋半右衛門（矢倉安安）、鎰屋龍三郎（矢倉安住）、鴻池善太郎、鴻池栄三郎、茨木屋安右衛門の手代たちが借金の交渉で会津を訪れた際には、永宝屋の林家がその宿所を提供していたと判明する。

このように会津藩には矢倉家をはじめとする上方の蔵元との間に類繁な交渉があったとわかるが、ここにもうひとつ、矢倉九右衛門に関する注目すべき記述が『家世実紀』文化元年正月条に認められる。^⑤

：上方御借金者鎰屋九右衛門方八万五千五百五拾両、此内六万六千六百両無利、年々式百つつ元金之内御返済ニ相成候分千式百両無利、本法寺祠堂銀取次出金済残、年々元金之内百五拾両

つつ御返済ニ相成候分九百五拾両八朱之利、別段三千両出金追々済残如此、但利金者年々三万俵払代を以、元金之内五百両つつ現金御返済ニ相成候分壹万式千八百両八朱之利、大坂廻米三万俵払代を以年々利払元金内済ニ被成候分戌年済残亥年、

表題に「若殿様米金出納を始、御借金定式払之廉、并御領内へ入金出金等之儀、品々御尋ニ付書上」とあることから、のちに六代藩主となる松平容住（一七七八―一八〇五）が米金の出納をはじめ、借金などの明細について尋ねたことに対する書上とわかる。会津藩は鎰屋九右衛門に八一五五〇両の借金があり、このうちすでに一四九五〇両は返済されたものの、いまだ六六六〇〇両の未返済分があった。この返済には三つの区分があり、無金利の年二〇〇両（一二〇〇両は返済済み）、八朱の利息がかかる年五〇〇両（一二八〇〇両は返済済み）、さらに八朱の利息がかかる年一五〇両の「本法寺祠堂銀」（九五〇両は返済済）となっていた。この「祠堂銀」とは寺院諸堂の建築や修理などのために寄進する「祠堂銭」や「祠堂金」と同様の意味だが、本件の場合には天明の大火で焼失した本法寺の伽藍再建に資するため、矢倉家が出資した資金とみられる。「本法寺祠堂銀」は毎年返済すべき元本八五〇両のうち一五〇両、つまり二〇パーセント近くもあり、矢倉家への借金がそのまま本法寺の復興に充てられたことから、そこに会津藩も一役買っていたことになる。

六 上方の素封家と本法寺の復興

土津神社に銅製灯籠を奉納した上方蔵元のなかにもうひとり、矢倉

家の「龍三郎安住」という名がみえる。文政十三年（一八三〇）四月に再建された本法寺書院の棟札に「全備之大功者」とある「矢倉九右衛門安住」こと十二代安住（一七九六〜一八四六）である。

文政八年（一八二五）に版行された長者番付『浪華持丸長者控』によると、東前頭三十一枚目に「尼寄 鍵屋龍三郎」とあり、尼崎町（大阪市中央区今橋二丁目付近）に店舗があったとわかる（[図18](#)）。江戸時代の土地台帳である『尼崎町式丁目水帳』には表紙に「寛政十年五月」「文化十二年五月」「安政三年五月」と書された三種があり、このうち「文化十二年五月」の一書は矢倉家について多くの情報を掲載する。⁷⁶

一表口拾間半 裏行式拾間 九右衛門名前退倅竜三郎讓請改名

九右衛門名前二成候

他持京下立賣辺西大路町二住宅

鑑屋九右衛門

梶木町

鑑屋彦四郎

代判

鑑屋小兵衛

家守

文政六末年十一月廿一

式役

一表口七間 裏行式拾間

九右衛門名前退倅竜三郎讓請改名

九右衛門名前二成候
他町持京下立賣辺西大路町二住宅

鑑屋九右衛門

梶木町

鑑屋彦四郎

代判

鑑屋小兵衛

家守

文政六末年十一月廿一

式役

一表口拾間半 裏行式拾間

鑑屋龍三郎

當未十五歳二付直判仕二可仕処

癩症二付願上代判丁内鑑屋九右衛

門

借屋

鑑屋小兵衛

家守

鑑屋善兵衛

文政六末年正月廿四日

町内三分分の戸主について、「鑑屋九右衛門」とあるのは十二代安住を指し、「鑑屋龍三郎」は文政六年（一八二三）時に十五歳とあるため、「龍三郎」の通称を安住から継承した息男とみられる。『本法寺本院過去帳』の「十五日」において、「安政六己未七月 五十二才 正善院亨修日道 矢倉龍三郎事」と記される人物であろう。前二戸の戸主である九右衛門は、その住所を京都下立売辺とし、具体的に「西大路町」と町名を記す。この三戸を含む尼崎町二丁目の戸主すべてを



図18 『浪華持丸長者控』文政8年（1725）大阪歴史博物館蔵
下段の右から9番目に「尼崎 鍵屋龍三郎」、上段の右から6番目に「平二 茨木屋安右ヱ門」とある。

記したあとには、内容に誤りがないことを誓約する文書の写しが年代順に掲載される。大坂町奉行所に宛てた年寄と月行司の署名部分を掲げる。

宝暦三癸酉年十月

尼崎町式丁目年寄今宮屋新五郎

月行司 茨木屋茂兵衛

同 鑑屋半右衛門

安永七戊戌年十二月

尼崎町式丁目年寄荒物屋六左衛門

月行司 鑑屋半右衛門

同山本三太郎家守荒物屋久右衛門

寛政十戊午年五月

尼崎町式丁目年寄柳屋彦三郎

月行司 鑑屋九右衛門家守

鑑屋千助

同山本五郎兵衛家守

山本屋小兵衛

宝暦三年（一七五三）と安永七年（一七七八）の月行司が「鑑屋半右衛門」とあることから、分家であった矢倉安安の店舗と判明する。それから二十年後の寛政十年（一七九八）では、「鍵屋九右衛門」として本家十一代安盈の名義となっている。つまり、安安の後継が絶え、

その甥であった安盈の管理下に置かれていたわけである。

一方、梶木町（大阪市中央区北浜四・五丁目）には「鑑屋彦四郎」という縁者がおり、表紙に「寛政十年五月」とある『梶木町水帳』には、

式役

一表口九間四寸 裏行式拾間

他国持京下立賣通西大路町住宅

鑑屋九右衛門

新家守代り 鍵屋与兵衛

文化四卯年十一月

と記される。さらに「安政三年五月」の『梶木町水帳』には、

文化十二乙亥年五月

梶木町年寄

千艸屋宗十郎

月行司

鹿嶋屋市太郎

同

鍵屋九右衛門家守

鍵屋与兵衛

同

助松屋忠兵衛家守

播磨屋嘉兵衛

とあることから、尼崎町二丁目から六〇〇メートルほどの距離にある

梶木町にも、矢倉家所有の土地があったと判明する。

矢倉家の十一代安盈と十二代安住は会津の土津神社に銅製灯籠を奉納したが、ともに名がある大坂の蔵元たちはいずれも商人として重要な役割を果たしただけでなく、本法寺にも深い関わりを持ったことが知られる。名がみえる大坂の「山中栄三郎彰信」とは、大坂の富商として知られる鴻池善兵衛家の六代栄三郎（道齋・？～一八二八）のことである。善兵衛家は尼崎藩領であった摂津国伊丹鴻池村で清酒を醸造した山中善兵衛秀成（？～一六四三）を初代とし、のちに大坂上町の丹波屋町から松屋町付近で利貸業を営んだ²⁸。この六代栄三郎は特に本法寺との関係は窺えないものの、その一族である五代鴻池善右衛門宗益は深く日蓮宗に帰依し、多くの資財を投じて陰日向に本法寺を支えた。

このように本法寺の歴史においてはたびたび大坂の素封家が顔を出し、文化的にも重要な事績を残している。そこで以下では特に重要な五家に絞り、それぞれが本法寺とどのような関わりを持ったのか、その意義について論述していく。

a 五代鴻池善右衛門宗益（山中利永）

両替商を本業とする豪商・鴻池善右衛門家の四代宗貞の長男として生まれ、享保八年（一七二三）に七歳で家督を相続したが、五代を継いだ善右衛門宗益（山中利永・宗智・一七一七～六四）である²⁹（図19）。初代の正成以来、鴻池家は曹洞宗であり、寛文元年（一六六一）には大坂の中寺に顕孝庵（大阪市中央区中寺）を創建して菩提寺とした。ところがこの五代宗益が深く日蓮宗に帰依して改宗を意図したため、五代住職の瑞天との間に改宗騒動（法華騒動）を引き起こす。結

果として奉行所から改宗不可との裁決が下されたが、この経緯の詳細については、鴻池家京都両替店の丁稚として勤め、のちに鴻池の別家であった草間家に婿養子として迎えられた草間直方（鴻池伊助・一七五三〜一八三二）が『籠耳集』に記している⁸⁰。

…宗智居士、法花御信向被成、宗旨一黨之もの宗員（荒木宗允）を始、唐物屋源右衛門、谷松屋文右衛門等之数輩之ものより、年々日々法花を進め込、宗智居士、元来生質正直成御方二而、終に欺れ給ひ宗旨に片より給ふ、法花之もの共、時を得たりと猶々地獄之おそろしき事など申聞、代々之御宗旨禪を改宗させんと、たくみ種々と改宗をすすめ既に其一件表へ頭れ申し候二付、顕孝庵瑞天和尚、聞捨に難成無拗公辺に相成り、宗員召出され腰縄迄かかり申て申開き無之、顕孝庵申立対決勝ちに成、宗員は面目うしなひ、猶々意気強く相成り、段々と宗智居士を魔江引込…改宗之替りに法花一宗之家を一軒おこすべしと被仰候ひて…

…扱右法花騒動之一件も宗智様後死去後、万端昔之通に相成り申候、文右衛門などは手代同様二而宗智様御側久敷寝泊り致候而相勤申候、御死去御葬式之時は道之焼香役にも出申候、然れども五十日之内、段々何事も相しらべ、其時文右衛門も御暇被遣、都て宗員かかり之もの皆出入御差留被成候、文右衛門、後は谷松屋行嘉と申道具屋致居申候、

ここにみる「宗員」と「谷松屋文右衛門」とは、後に取り上げる荒木宗允と戸田行嘉のことであり、正直者であった五代宗益を二人が唆

して改宗させようとしたと、鴻池側が理解していたとわかる。

…又宗智様の本法寺什物と被成、名物道具十三種一と長持に入れ其長持之うらに宗智様御直筆二而御目録御認め被成候、表は本法寺什物山中利永寄附と被成候、右寄附被成名物道具も宗智様御死去と聞か其暮より京堀川藤屋と申質屋へ千両之質物に差入、坊主ども日夜遊樂に遣ひ捨元利返濟難致、安永五年之頃無拗質流と相成り、依之右ふじ屋を長持に宗智様御寄附と有之二付、質流と相成候とて外々へ遣申候も残念、随分一つ一つ売払候はば利徳も可有之候得共、寄附としりながら左様に致候者不本意…、
…又什物之舜拳鶏頭は前々々寺に有之趣、此表具は宗智様御寄附被遣候、趙昌貝盡しは表具とも宗智様御寄附被遣候よし承り居候、則右両掛ものの箱に宗員書付致し置申候、

五代宗益から本法寺に寄附された「名物道具十三種」と名づけられた茶道具があったが、明和元年（一七六四）に宗益が亡くなったあと堀川の藤屋という質屋に持ち込まれ、その後流れて戻ることにはな



図19 五代鴻池善右衛門宗益像

かったという。ただし、宗益は宝暦四年（一七五四）六月によく知られる伝趙昌「貝尽図」、同六年四月に日親、日澄、日淳による「題目本尊」、さらに同十一年三月に日蓮の手になる「上野殿御返事消息」、同年十一月に「日蓮上人坐像」と「日親上人坐像」など、現在も本法寺に伝わる多くの品々を寄進している⁽²¹⁾。さらに日蓮の遺文をまとめ、寛文九年（一六六九）年に刊行された『録内御書』のうち、摩滅修補や訂正を加えた宝暦六年（一七五六）の修補本に關わった。この巻四十一「御書三通」には「宝暦第六丙子歳修補之功畢 施主 山中利永」との奥書を有するが、この「山中利永」は五代宗益を指し、本法寺に留まらない宗派への貢献が判明する⁽²²⁾。

…又京本法寺二而寺より御石塔こしらへ「生信院隨応宗智日見居士」と申戒名を付て石塔建立致候、是は寺よりたて申候墓故、御本家始御年同度毎二而も其供養御志しは一切本法寺へ不被遣候、尤本法寺に永代毎年法花経千部供養有之候、是も宗員御すすめ申候而、宗智様々永代千部経料金千両寄附致させ申候、依之無抛毎年寺二而千部経執行有之、

宗益が亡くなった際、本法寺はその功績を高く評価し、「生信院隨応宗智日見居士」との法名を刻んだ石塔を建てたと記す。宗益の墓は鴻池家の菩提寺である大坂中寺の顕孝庵にあるが、この記述のとおり現在でも本法寺にその供養塔を確認できる⁽²⁰⁾。墓地の入り口を入って右側、西向きに建てられ、正面には「生信院隨應宗智日見居士」、向かって右側面に「明和元年甲申三月二十六日」、左側面に「山



図20 五代鴻池善右衛門宗益供養塔
本法寺（京都市上京区）

中氏」と刻まれる。

b 茨木屋安右衛門（稲川経香・経敬）

土津神社に銅製灯籠を奉納したうちのひとり稲川経敬（？～一八三五）は、屋号を「茨木屋」、通称を「安右衛門」という。ここでは特に経香（？～一七九八）と経敬（？～一八三五）の二代を取り上げる。

大坂蔵屋敷の管理にあたり、諸大名から廻米を中心とした蔵物の売買を司る「蔵元」を務め、会津藩の『家世実紀』にもたびたび「茨木屋安右衛門」の名が認められる。特に寛政元年（一七八九）十一月二十八日条は「大坂御蔵元茨木屋安右衛門数代御用相達候二付、御知行式百石被下」として詳細を記す⁽²³⁾。

安右衛門義、数代相統御用相達候処、中頃内証不如意ニ罷成候故、安永三年御蔵元共一統へ御内証方対談之節、鴻池・鎰屋等之者御知行被下候得共、安右衛門ニハ為御合力年々式百俵つつ無御借上被下候処、天明四年御蔵元共へ猶又出金談之節、安右衛門義も鴻池同様之割を以致出金、其後別段之出金も致し、此度元ノ役斎藤軍蔵罷登申談候得者、当出金ノ先々之通、鎰屋同様之割を以可致出精、尤御用向踏込可相達旨内談相調、近来ハ身上も立直し、当時諸家之用向も広く相達し、御家之義ハ別而以後出精可仕者ニ候間、御合力米二百俵御知行式百石ニ御直し被下候様、元ノ御勘定所主役始一同申出候ニ付、加判之者共評議之上、御用弁相成候者ニ候間、御知行式百石被下可然旨、致言上候処、伺之通被仰出之、

安永三年（一七七四）、会津藩が上方の蔵元に対して大規模な無心を依頼した際、鎰屋九右衛門と鴻池善兵衛に対しては知行が下賜されたが、この寛政元年時には茨木屋安右衛門に対しても知行二百石が下されることとなった。また、文化元年（一八〇四）正月条には、

茨木屋安右衛門方、五万六千八百五拾六兩、此内四万四千五拾六兩、無利年々式百兩つつ元金之内御返済ニ相成候分壹万式千八百兩、八朱之利大坂廻米三万俵代を以年々利払元金内済ニ相成候分戌年済残亥年、

とあることから、茨木屋からの借金は矢倉家よりも少ない五六八五六兩であったとわかる。ただし、茨木屋が会津藩以上に深い交渉を持つ

たのは津軽家の弘前藩であった。弘前藩に伝来した天明二年（一七八二）の「茨木屋安右衛門大坂蔵元再勤被仰付候ニ付御断口上書」は、当時の当主であった稲川経香の手になる。⁸⁵弘前藩との関係は元禄年中、曾祖父・浄味の代からといい、その後の元文元年（一七三六）に後を継いだ父・弥次右衛門の事績を綴る。弥次右衛門は宝暦十一年（一七六一）に病死したため、経香が家督を継いだ。

この稲川家の名は、本法寺所蔵の宝物類に付された修理銘に多く認めることができる。たとえば、「本阿弥光悦寄進状」の裏貼紙には、

奉修補願主荒木宗允 助力 稲川氏

戸田氏

宝暦七丁丑年十二月

とあり、「荒木宗允」という人物が中心となり、その補助役として「稲川氏」と「戸田氏」が名を連ねる。同じ三者により、宝暦七年（一七五七）十二月に日蓮直筆の要文や各上人による「題目日本尊」など三十点あまり、翌八年二月に伝明兆「釈迦十六羅漢像」や伝趙孟頫「桃図」など五点ほどが修理されている。⁸⁷また、同十二年十二月には「稲川氏」によって日蓮筆「南條宛消息」が寄進された。この「稲川氏」とは、宝暦十一年に弥次右衛門が病死していること、「本法寺本院過去帳」に稲川家としてただひとり名が認められることから、その息男であった経香を指すとみられる。このように茨木屋こと稲川氏も熱心な法華信者であり、大坂の蔵元でありながらその資財を投じて本法寺を支えた。

この稲川家の墓も本法寺墓地に現存しており、墓地へ入って右側す



図21 稲川経香・経敬墓碑 本法寺（京都市上京区）

ぐ、北向きに三基ほどが建てられる。西に「南妙法蓮華経」と刻まれた最も高い一基、その東に同様の高さの二基が並ぶ（図21）。中央墓の正面には、

隨信院以度日深

修信院宗以日慧

法喜院妙味日禪

と法名が記され、向かって右側面に「稲川安右衛門経香建」と刻まれる。一方の左側面には、

隨 寛政十年戊午年三月十九日卒

宝曆十一年辛巳年十一月十三日寂

法 文化二乙丑年七月二十七日卒

とあり、法名の人物に対する没年が認められる。

中央の「修信院宗以日慧」は、先の「口上書」にみた弥次右衛門と同じ宝暦十一年（一七六一）没であることから、墓石を建立した経香の父にあたる人物となる。とすれば、その右側にある「隨信院以度日深」が経香であり、寛政十年（一七九八）の没と判明する。左側は「妙」字が付くから女性で、経香の妻とわかる。同じ蔵元であった鴻池新七家の四代喜七郎延次（？）一七四三・端然章甫居士の娘・美濃が茨木屋安右衛門に嫁いでおり、それがこの「法喜院妙味日禪」に相当する。

一方、享和元年（一八〇二）に銅製灯籠を土津神社に奉納した稲川

経敬は、経香のあとに茨木屋安右衛門を継いだ人物である。文化面にも足跡を残しており、文化三年（一八〇六）二月十二日に大坂太融寺で開かれた画家宮本君山の主催による書画展観会に絵画を出品している。その目録『新書画展観款録』『浪花之部』には「帰去来図 平野町二丁目 稲川修斎 名経敬」とあり、住所と号が判明する。⁽⁸⁶⁾同六年版行の『浪華画家見立角力組合二幅対』には「稲川修斎」の名で掲載される。⁽⁸⁷⁾大坂の堀江に住んだ文人である木村兼葭堂の日記にもその名が見え、寛政十一年（一七九九）九月十一日条の欄外に「芳中案内茨木屋稲川安右衛門始来」とある。同じ平野町二丁目に住み、指頭画家として知られた中村芳中の案内で初めて訪れたという。⁽⁸⁸⁾これ以降、日記には「茨木ヤ安右衛門」「茨木安」などとして同年九月十七日、十月十七日、十月十九日、十月二十日、十月二十一日、十一月二十三日、十二月二十二日、翌十二年四月十八日、四月二十日、十一月二十六日に登場している。

特に寛政十一年十月十九日条と二十一日条には、

此夜茨木ヤ安右衛門へ行、同伴津軽邸佐藤運左衛門殿二行、漂着
人二逢申候
(十月十九日)

津軽邸 佐藤運左衛門へ行、漂着儀兵衛・定吉二逢申候
(十月二十一日)

とあり、重要な内容を含んでいる。これは蔵元の稲川経敬が仲介者となり、兼葭堂が大坂の弘前藩蔵屋敷を訪れ、漂流民として知られた儀兵衛と定吉に面会したとの記述である。

寛政七年（一七九五）十月二十八日、松前の商人から依頼された弘前藩領津軽青森大町の久保屋儀兵衛は米や酒などを積んで蝦夷へ向かう途中に遭難し、フィリピンのパタン諸島にまで流された。乗組員四名は拘束されてマニラに送られ、マカオ、広東を経て乍浦から清商の船で同十年十二月に長崎へ到着した。長崎奉行から取り調べを受け、一年後の同十一年九月に弘前藩大坂詰合の勘定小頭であった佐藤運左衛門に引き渡されたという。⁽⁸⁹⁾つまり、兼葭堂は長崎奉行に次ぐ早さで当人たちから漂流先の様子を聞き取り、稲川経敬が有した弘前藩との結びつきの恩恵を受けたわけである。

なお、蔵元としての家業も順調であつたらしく、文化四年（一八〇七）に米価の下落を防ぐとの理由により、幕府から強制的な要請によって米の大口買付けを行う御買米が行われた際、三万三千石を課せられた鴻池善右衛門や加島屋久右衛門に次ぎ、一万石のなかに「平野町二丁目 茨木屋安右衛門」と認められる。⁽⁹⁰⁾文政八年（一八二五）に版行された長者番付の『浪華持丸長者控』では、かなりの高位である東前頭三枚目に「平一 茨木屋安右衛門」と位置付けられる（**図18**）。
本法寺にある稲川家墓の東側の一基には、正面に、

究竟院妙體日玄大姉
玄智院脩齊日享居士
智信院脩超日操居士

とあり、向かって右側面に「稲川氏」、さらに左側面に、

究 文政元戊寅歲六月廿四日

玄 天保六乙未歲十二月廿二日
智 天保十四癸卯歲四月廿五日

と刻まれる。中央の法号「脩齊」と生前の号が一致することから、これが修敬に相当し、天保六年（一八三五）十二月二十二日没と判明する。

c 谷松屋権兵衛（戸田休雄）・谷松屋文右衛門（戸田行嘉）

本法寺所蔵の宝物類に付された修理銘に「稲川氏」とともに「助力」と記される「戸田氏」とは、大坂伏見町で唐物屋（道具商）を営んだ谷松屋の三代戸田権兵衛休雄（一七二八〜八九）である。⁽⁹⁵⁾宝暦九年（一七五九）七月には、元信印「樹下猿猴図」、中国絵画の「鴛鴦図」、同じく張復垓筆の「円窓花鳥図」を寄進している。⁽⁹⁶⁾戸田家が天明の大火からの復興に尽力したことは、本法寺三八世日道による「矢倉氏位牌背記」に（寛政）六年冬番神社成、同年戸田行嘉發起本堂」とあるほか、「不休齋常叟筆十月二十日付本阿弥光山宛消息」の裏書にみる「天明七年之火災後当山再建之次第」の記から明らかとなる。⁽⁹⁸⁾

初建方丈、翌年従大坂戸田氏建書院、寛政二年、同三年建客殿、上棟入佛供養後中山再輪番、同六年交代帰京、建番神堂、同七年開山堂発起下関、同八年上棟遷座焉、同九年建二王門、而後茶室加修理者也、

維時寛政九年丁巳十月二十六日会席客来

宗匠 千玄室

皆伝高弟 西村櫛斎

同 瀬尾弥兵衛

一掛物 舜拳鶏頭華 常住物

一釜 今度谷松平助寄進

本當山常什物常味作

一香合 戸田行嘉内室寄附

一花入 駒沢利齋寄進

妙蓮寺椿 不見齋銘時雨 二重切

一水指 曲物

一茶碗 長入 常住物

一茶入 允師所持

一茶杓 今度宗匠寄附

袋 戸田行嘉寄附

一御菓 作田紹清

菓子 羊羹

大火のあった天明八年早々に方丈が再建され、それに続く翌寛政元年（一七八九）の書院は戸田氏が願主となって再建された。さらに同三年の「客殿棟札」に「戸田文右衛門」、同八年の「開山堂棟札」に「谷松屋権兵衛」とあり、伽藍が整備されつつあった同九年（一七九七）には茶室に修理が加えられた。それを記念して開かれた裏千家九代家元の千宗室（一七四六〜一八〇一）による十月二十六日の茶会では、「戸田行嘉」の内室によって寄進された香合、「戸田行嘉」による寄進の袋が付属した千宗室の茶杓が使用されたという。「客殿棟札」にみる「戸田文右衛門」はこの戸田行嘉（？〜一八〇一）を指す。三代権兵衛休雄の弟に生まれ、二条間之町に京都谷松屋を開いた人物である。また、

「開山堂棟札」にみる「谷松屋権兵衛」とは、すでにこの世にない三代休雄ではなく、養子に入って四代を継いだ休芳（？〜一八一三）である。文化三年（一八〇六）の客殿棟札には以上の三名が認められ、「最初発起」として記される「戸田信常 称権兵衛」は三代休雄、「嗣子 名権兵衛」は四代休芳、「同行嘉 名文右衛門」は行嘉となり、まさに戸田家は本法寺復興の功業者であったとわかる。その菩提寺は本法寺の末寺であった大坂中寺の正法寺（大阪市中央区中寺）である。

d 加賀屋三郎兵衛（荒木宗允）

稲川氏と戸田氏の先導者となり、「奉修補願主」として本法寺宝物類の修理を主導したのが加賀屋三郎兵衛こと荒木宗允（？〜一七八一）である。宝暦七年（一七五七）八月から同十二年十一月にかけて、伝徽宗「鶴鶴図」や伝董其昌「花鳥図」など五点を奉納しているほか、大坂正法寺が所蔵する「日蓮聖人御一代図」にも「加賀屋三郎兵衛」の名を施主として残している。

この宗允については、先にみた草間直方の『籠耳集』に「宗員」として記されるほか、谷松屋八代の戸田露吟（一八四三〜一九〇五）による『戸田露吟覚書』に言及されている。

加賀や三郎兵衛、荒木と云。我等方と同家、屋号・性とは違とも、一同之家也、此家にも名人出る。宗三『月間草』に出る。宗允出る。みな目利者、宗允は法華の信者にて、鴻池、茨木や、両家信仰改宗を申出られ、檀那寺不服にて、裁判沙汰成、其故、鴻池主人隠居して、善作改名して、法華宗なる。茨木やはしふやと屋号を以、法華宗なる。是皆宗允の力に寄る。此家も休芳の頃に絶家

す故、我等方にて香華を備ふ。（カタカナをひらがなに改めた）

宗允の息子・盛真（了仲）は、谷松屋三代休雄の妹・日敬を妻としているように、戸田家とは姻戚関係にあった。さらに盛真の子は三代休雄の養子となり、四代権兵衛休芳を名乗っている。宗允の信仰は非常に大きな影響力を持ち、茨木屋とともに五代鴻池善右衛門が改宗を決意するほどに至らしめた。これによって両家とも菩提寺との間で騒動を起こし、稲川家の墓石が京都の本法寺に存在するのも、これが端緒になったのではないかと推察される。

大坂町奉行所に提出された土地台帳『伏見町水帳』のうち、「安政三年五月」と書された一書にもその名が認められる。年寄と月行司の連名による文書の写しに、

宝暦三癸酉年十月

伏見町年寄

内堀屋小右衛門

月行司

加賀屋三郎兵衛

同

加賀屋安兵衛

とあることから、谷松屋戸田家と同じ伏見町に住んだと判明する。また、荒木家の墓は正法寺の末寺であった宗林寺（大阪市天王寺区上本町）に現存する（図22）。台石に「加賀屋」とあり、正面には、



図23 荒木宗允供養塔 本法寺（京都市上京区）



図22 荒木宗允墓碑 宗林寺（大阪市天王寺区）

信本院宗允日奉 縁岳院妙暁日因

空般院了中日諦

遠寿院妙長日玄 如説院時笑日敬

と刻まれる。向かって右側面に「常喜 妙光」、左側面に「妙性 妙淨 観中 妙遠」とある。「信本院宗允日奉」は宗允、「空般院了中日諦」は息子の盛真、その妻となった谷松屋三代休雄の妹は「如説院時笑日敬」である。一方、本法寺の墓地にも正面に「信本院日奉聖人」と刻んだ供養塔があり、その功績をたたえて造立されたことは「聖人」の敬称から推察される（図23）。背面に「天明元年辛巳初秋十二日化」とあり、没年が判明する。

e 淡路屋太郎兵衛（福慶正教）

天明の大火後の復興に関して矢倉家、戸田家とともに多大な功績を残したのが、淡路屋太郎兵衛こと福慶正教（一七六一〜一八一三）である。岡本撫山（一八四〇〜一九〇四）による『浪華人物誌』「巻三 諸家」には「淡太郎」の項があり、

通称淡路屋太郎兵衛、浪華島の内白銀町に住す、四天王寺再建世話方の棟梁にして世に名高し、天王寺西門脇廻廊の内に木像を安置、紙屑屋を業とせりと云へり、文化十年癸酉十一月三十日、没年五十四、高津正法寺に葬る、

と記される⁽¹⁶⁾。住所は大坂の島の内白銀町で、紙屑屋を営んだとあるが、一方で富山藩への融資を行っていた事実が知られる⁽¹⁷⁾。加賀で材

木商を営んだ木谷藤右衛門は富山藩の御用達商人を代々務め、江戸中期以降は北陸や東北に所在した諸藩の米売買に着手し、豪商に成長していく。寛政九年（一七九七）からは富山藩への融資を淡路屋太郎兵衛と堺の酢屋利兵衛との共同とした。その様子は富山県公文書館に伝わる「角島文書」から明らかとなり、寛政十年（一七九八）三月から文化元年（一八〇四）九月に至る六年間余りの文書中に、「富山藩収納米大坂廻米下送状」として淡路屋太郎兵衛が差出人となっているもの、「納米受取証文」として宛先人になっているもの合計二十九件が認められる。ただし、その後には富山藩が二万石の不渡りを出したことから、文化五年（一八〇八）十月には酢屋利兵衛とともに申立状を、同七年二月には改めて訴状を寺社奉行に提出するに至った。この訴状にみる淡路屋太郎兵衛の住所は「大坂南堀江五丁目」となっている。

本法寺の復興については、まず大火直後に造立された方丈の願主となり、続く寛政三年（一七九二）の「客殿棟札」に「淡路屋太良兵衛同新兵衛 同小兵衛 同善兵衛 同伝兵衛」、さらに同八年の「開山堂棟札」に「淡路屋太郎兵衛 同小兵衛 同亀松 同伝兵衛 同庄兵衛 同新兵衛 同七郎兵衛」と一族で名を連ねている。同九年の仁王門、文化元年（一八〇四）の大玄闕、同二年の鐘楼および庫裏、同三年の本堂、同五年の多宝塔と復興伽藍のことごとくに名をあらわす。これら棟札の記載から、淡路屋太郎兵衛は苗字を「福慶」、名を「正教」と称したとわかる。「本堂棟札」によると、本法寺末寺であった大坂正法寺の十七世頂珠院日選（当時は日明・一七四四〜一八一九）を後押しし、本法寺へ晋山するよう勧めたのは、その大檀那の淡路屋太郎兵衛であった。

このような本法寺復興の裏側で、享和元年（一八〇二）十二月五日、

落雷によって伽藍の半分が焼失した四天王寺再建の世話役をも務めている。大阪市中を中心に江戸後期の事績を記した梅柯亭蟻道による『反古籠』は、淡路屋太郎兵衛について以下のように伝える。

文化九年壬申春、島之内淡路屋太郎兵衛工夫二而、四天王寺宝塔并二諸伽藍再建始り候事

同十年四月、大塔再建出来之事

同年五月、米殊之外下直、筑前古米四拾目二成、（四十八）

大坂島之内淡路屋太郎兵衛、先達而夕四天王寺普請工夫致し、四年の間に大塔出来、文化十一年戊三月十一日太子殿御遷座有之、諸堂残らず戊ノ年中建揃ふ事、中々凡廬之及ぶ所にあらず、世上に飛驒内匠と噂致候、惜哉西十一月死去す、則仏師の寿像を彫刻して天王寺伽藍に納む、（五十七）

文化九年（一八一二）の春、まずは宝塔をはじめとする諸堂の再建に乗り出し、翌年四月には早くも五重塔を完成させた。二年後の同十一年三月十一日に聖徳太子を祀る太子殿が再建されて遷座が行われ、この年の内に諸堂のすべてが揃うことになったという。このような短期間で再建を成し遂げた淡路屋の手腕は凡俗の及ぶところにあらず、卓越した大工の技術を有する「飛驒の内匠」だと世間では囁き立てた。残念ながら淡路屋はすべての完成を見ることなく、文化十年十一月にこの世を去ってしまったため、生きている際の姿をとどめた彫像を制作し、伽藍の内に納めたと結ぶ。

さらに詳細な内容として、古代から幕末に至る大坂での出来事を編

年で纂輯した『大阪編年史』に引用される『草間貴之見聞録』にみる
ことができる。^(四)

四天王寺先年焼失後、御公儀様始、諸国も追々寄附等有之候へ
共、大造の加藍といい、時節も淋しく候へ者、十年廿年には建事
も有間敷、去年末の木材を取入、木拵へに掛り、当年に至り金
堂・六時堂・回廊等建前にかかり、当正月の追々会式等御取行也、
其世話人といふハ、島の内大寶町に淡路屋太郎兵衛と云人也、人
元宜敷、紙くず問屋にて、町年寄をも勤め、当年年五十余歳とか
や。元令陰徳の心深く、凡才ならぬ人にて、町中に六ヶ敷公事有
時にも、程よくあつかい、公辺への不訴、金銀の出入有時ハ、我
金銀を以て為濟、病人・貧人の介抱ニハ親族も不及深切を盡し、
諸勘定ハ元令、新規の法を不出、唯上ミを恐れ敬ひ、下を愛し、
和を元として勤られ候故、其町内戸ざしを忘れ難有かりける。其
うえ至つての信者にて、寺社繕再建等ニも深節の世話を盡し、又
堂塔普請の積り工合は生得發明之才にて、飛弾匠も不及、弁理の
差図を致し、其上金銭をも寄進せし事夥敷、中年後令其名高く、
人々称美せし也、此人を昨未年天王寺令頼候処、老年に及び大騒
成普請の世話苦勞にも候へ共、一通りの事にてはいつかはづべ
き、仏法最初の加藍なれば、よし身ハ粉に成とても此世話を致
し、すみやかに再建する時ハ広大の陰徳とも成べし。併とても余
命なき老の身なれば、五年十年とハ掛りがたし。一人工夫して兩
三年に成就の功を取たし。金銀の集り高に不抱、速を元として取
掛る程ならば、金銀の集るハ時の間たるべしと、昨未年令取掛
り、是迄に集り有処の金銭を以て、先木材を取入、斬初等有之、

：やうやう昨未年以來取掛り候ニ、はや当正月に至て諸堂過半出
来候事、不思議の才也、市中朝暮此沙汰のミにて、淡太郎淡太郎
と立子・いざる子迄も称し候也…
(六之上)文化九年記

文化八年(一八一)、四天王寺から再建の世話人を依頼されたの
は紙屑問屋を営み、町年寄を務めた淡路屋太郎兵衛という五十余歳
人であった。その要請に対し、たいへんな労苦が伴うのは承知のう
であるが、仏法最初の寺でもあるから身を粉にし、速やかに再建を果
たせたなら陰徳を積むことにもなるだろうから、様々な工夫を行
二三年のうちに成就させると答えた。資金が集まるのは時間の問題で
あり、まずは速成第一に木材を購入して再建に取り掛かるといい、翌
九年正月には金堂、六時堂、回廊など伽藍の過半が整えられたとい
う。四天王寺は伽藍の規模も大きく、景気の良い時期でもなかった
ため、再建が始まって十年や二十年はかかるだろうと誰しも思ってい
たため、速成成就の素晴らしい仕事ぶりに対し、昼夜を問わずその話
題で持ちきりとなり、赤子や幼児でさえ「淡太郎、淡太郎」と持て囃
すことになったとする。

天王寺太子殿成就二付、三月三日令四月八日迄入仏供養在之、日
毎に寄進物を運び、賑ひ不一方、

但、天王寺太子殿普請出来候二付、寺中造管手離れニ相成る。前
ニもいへる淡路屋太郎兵衛世話凡慮之不及処ゆへ、七堂加藍、
四五年之内ニ皆造成就せし事、誠に不思議千万なり。右太郎兵
衛、去西十一月五日死去之由風説在之、太子殿七八歩之成就之処
ニての死去、入仏之時節ニ不逢事、残念と言べし。天王寺にとり



図25 福慶正教（淡路屋太郎兵衛）供養塔
本法寺（京都市上京区）



図24 福慶正教（淡路屋太郎兵衛）墓碑
正法寺（大阪市中央区）

て大切之一人ゆへ、木像に彫刻、厨子二納、寄進処に安置せらる。死後の本望此筈にて有之と、世間にも申合たり、

〔八〕文化十一年記

文化十一年には聖徳太子を祀る太子殿が完成し、三月三日から四月八日まで入仏供養が行われ、たいへんな賑わいをみせた。淡路屋太郎兵衛の世話が非凡であったため、たった四五年のうちに七堂伽藍が整ったのはつくづく不思議なことであったとする。太子殿の完成を待たず、昨年の文化十年十一月に本人が亡なってしまったのは残念というべきで、四天王寺の再建には大切な人であったことから木彫像を制作し、厨子に納めて寄進所に安置したが、これは本人にとって本望だっただろうと世間で言われていた、と結んでいる。

天明八年（一七八八）の方丈から文化五年（一八〇八）の多宝塔に至るまで、淡路屋太郎兵衛は本法寺の再興に二十年もの歳月を費やし、それから三年後の文化八年には四天王寺の再建に取り掛かることとなる。本法寺での経験拔きに、四天王寺の再興を数年で成し遂げることはできなかったであろう。

正法寺（大阪市中央区中寺）には墓石が現存し（図24）、台石部分に「淡路屋」とあり、

本法院宗親日誠居士

叡昌院妙親日順大姉

と正面に記される。さらに背面には、

本 文化十癸酉年十一月二十日

叡 文政十丁亥年五月十七日

と没年が刻まれる。一方、京都の本法寺にもその功績を讃えた供養塔が建立されている(図25)。墓地入り口を入れて右側、五代鴻池善右衛門宗益(山中利永)の南隣り、西向きに建てられ、正面に「本法院宗親日誠居士」と刻まれる。この淡路屋太郎兵衛に授与された院号の「本法院」は寺号の「本法寺」、妻の院号「叡昌院」は山号の「叡昌山」から取られたものであり、ここからも同寺の復興に多大な功績を残した顕彰の意図を読み取ることができる。

七 尊陽院の再建と天井画に込められた願い

天明の大火が起こった天明八年(一七八八)正月時点において、矢倉家の当主であったのは六年前に父の安蔵を亡くし、家督を相続していた十一代安盈(安載・?・一八二七)である。本法寺の再興では、寛政三年(一七九一)の客殿と同八年の開山堂について願主となり、さらに享和元年(一八〇一)に行われた会津の土津神社への銅製灯笼奉納においては上方蔵元の中心的役割を果たした。享年は明らかでないものの、『本法寺本院過去帳』の「晦日」には「矢倉亨雪妻」(亨雪は安盈の法号)として「深信院貞雪日悟大姉」との法号が認められ、文化四年(一八〇七)三月の没で「八十一才」と記される。「開山堂棟札」にあった「矢倉雪信尼」はこの女性に相当するとみられ、矢倉家五輪塔にも安盈の横にその法号が刻まれる。その生年は享保十二年(一七二七)と早く、妻を亡くして二十年を長らえた夫の安盈もかな

りの長寿を保つたと推察できる。この年齢を踏まえると、安盈は実は九代安蔵の四人いた息男のひとり、つまり十代安蔵と大坂の分家であった安安の弟であり、安蔵を継いで十一代を名乗った可能性も想定できる。

この安盈の代において、矢倉家と本法寺および尊陽院の間にいっそうの強い結びつきが生まれたことが、その五輪塔の銘文から窺える。

吾先祖之廟、從始至十世在于他宗寺門、然而當山世依日相上人再建志願、以余為方丈再建本願主、於茲所稱先祖已來寄附功、相議衆從賜于教學院空地而應為先祖廟、則藏券於吾家、故如本地面修復以移此、將來應祭祀靈魂於此處焉

文化三丙寅歲四月二十八日

矢倉十一世九右衛門安盈欽言

吾が先祖の廟、始めより十世に至るまで他宗の寺門に在り。然るに當山世九世、日相上人の再建志願に依り、余を以て方丈再建の本願主と為し、茲において先祖已來寄附の功を称え、衆從と相議するに教學院の空地を賜いてまさに先祖の廟と為すべしと。則ち券を吾が家に藏し、故に本の地面のごとく修復して以てここに移す。將來まさに靈魂をこの處において祭祀すべし。

矢倉家初代から十代安蔵までの墓は他宗の寺院にあったが、文化三年(一八〇六)四月二十八日に本法寺墓地北側、通路突き当たりの土地に移転することとなった。ここはかつて塔頭の教覚院があったものの、廃絶して空き地となっていた場所であった。先祖による寄付や方

丈再建に功績があったのを讃え、三九世日相上人が十一代安盈に対して土地使用の権利を認めたとしている。つまり、矢倉家の歴代は早くから日蓮宗を信仰し、経済的に本法寺をささえる大檀那であったものの、先祖代々の位牌や墓を祀る菩提寺は他にあった。本法寺側の特別な計らいにより、安盈の代でようやく日頃から信仰する檀那寺と祖先を祀る菩提寺を一致させるに至ったわけである。

一方、本法寺に参詣する際、矢倉家が立ち寄るための宿坊として使用したのが尊陽院であり、尊陽院側も近年に至るまで矢倉家の墓地を管理していることが知られる。矢倉家が尊陽院を支える支援者としての大檀那であったことは、同院に伝わる「三寶四菩薩再興石塔造立土蔵建立諸道具凡三十余品施主位牌」からも明らかである⁽¹⁶⁾。この位牌の銘文は尊陽院の開基である日恵上人二百年遠忌に相当する安永四年(二七七五)に、本尊の三宝尊と石塔などが檀家によって再興施入されたことを記念し、中興の十二代文明院日元(泰寿坊・一七四八〜八四)によって記された。表面には多くの施主が名を連ねるもの、唯一「大檀那」と冠されているのが「矢倉氏」である。『京都府寺誌稿』「本法寺志稿」に「天明八年回祿、其後檀頭矢倉九右工門再建す」と伝えられるように、天明の大火後、矢倉安盈が尊陽院復興に尽力したのは当然の帰結であった⁽¹⁷⁾。

それでは鶴澤探泉による「雲龍図」の制作とも関わる尊陽院の再興時期は、いったいいつだったのか。

本法寺には天明の大火にともなう各塔頭の被災状況を伝える図面に加え、再建後の図面をまとめた文書が残される⁽¹⁸⁾。前者はいわば再興を前提とした被災報告となっており、後者とは書写年が大きく異なるため、本来は別々の時期に町奉行所へ提出された文書の写しとわかる。

これら塔頭のうち、後者についてはすべて天保十四年(一八四三)十二月付となっているものの、前者は真蔵院、法昌院、興雲院、教蔵院、興造院(大雲院預り)、十乗院、本養院が大火直後の天明八年(二七八八)十二月付であるのに対し、ひとり尊陽院のみ寛政八年(二七九六)六月付で記される⁽¹⁹⁾。

尊陽院について、図面とともにその報告内容を掲げると以下のようになる(図26・27)。

「本法寺塔頭尊陽院絵図」

当院建物桁行五間半梁行三間拾貳帖、并板間次六帖四帖段を付式帖敷之所、膳棚廻り椽、湯殿、雪隠、小用所、土蔵、へひ、椽を附、同続桁行五間梁五間、妻、破風、狐格子、懸魚等在之、八帖三ま、并佛壇、其外段床、西南広椽玄関取付式帖三帖敷段を附、其外腰懸ケ、中門明キ六尺

- 一 台所入口部屋壺ケ所
- 一 桁行式間梁行式間土蔵壺ケ所、類焼不仕候二付朱引二記置申候
- 一 表薬醫門八尺潜り附
- 一 当院地面続信教寺建物有来り候処、無住二付建物等及破損候二付、安永元辰年御願申上、右建物取払、土蔵取建申度、御願申上御聞届被成下候二付、当時土蔵相建申候右之通御座候、右之外御制禁作事後拵等一切無御座、墨引建物不残類焼仕候、以上
- 寛政八年辰六月 尊陽院印
- 御奉行様

「当时有形地絵図」

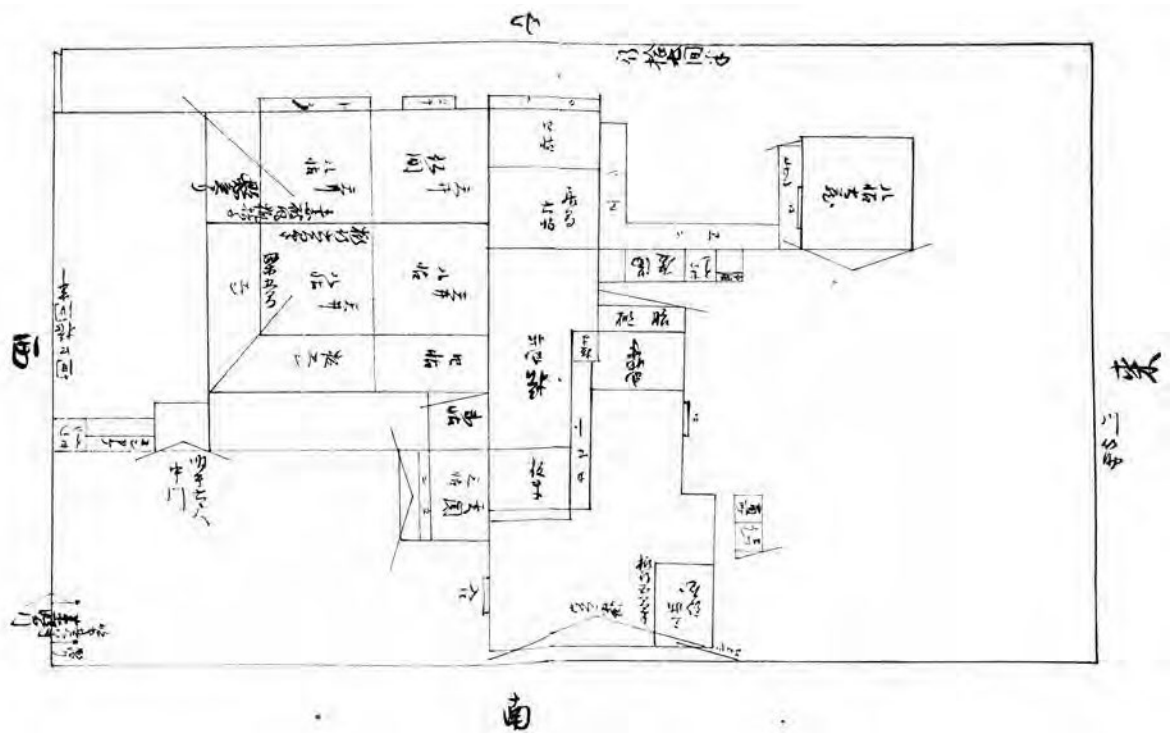


図26 「本法寺塔頭尊陽院 絵図」寛政8年（1796）6月記 本法寺蔵

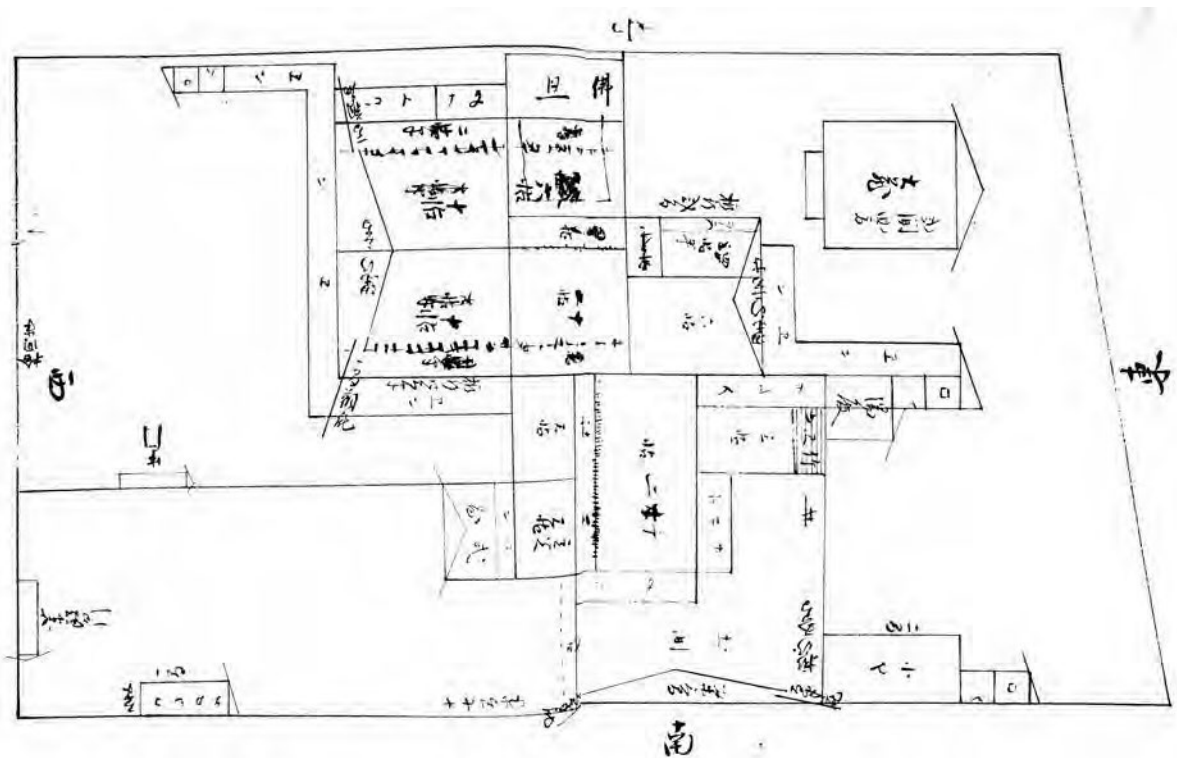


図27 「当時有形地絵図」天保14年（1843）12月記 本法寺蔵

当院建もの之儀、天明八申年大火之節、式間四方之土蔵壹ヶ所焼残、其外不残類焼仕候付、左之通奉願取建申候

一佛間梁行三間桁行四間半、屋根西妻むくり破風狐格子、南北二卷間宛之庇、東統梁式間半桁行式間、玄関梁行壹間半桁行式間、并台所梁三間東西二間半宛之朝庇、桁行五間二仕取建、文化十四年三月御願濟二御座候右之通之建もの二而、絵図之通聊相違無御座候、またむくり破風狐格子由緒之儀と前々有来之品々相用ひ候哉聡と難相分、右之外御制禁之作事後拵等無御座候

本法寺塔頭 尊陽院

天保十四年十二月

被害状況を報告した寛政八年の「絵図」からおおよそ五十年を経た天保十四年（一八四三）、再建された尊陽院に関する「当時有形地絵図」が町奉行所に提出された。天明の大火前後で大きく異なるのは、仏間の位置である。焼失以前には北西部に八畳間四部屋が田の字形にあり、北東部に仏間があった。焼失後はそれらが縮小されて十畳間二部屋が南北に配され、東隣りの部屋北側に仏壇を設置し、その南の六畳と二畳をあわせて外陣としている。これは明治四年（一八七二）に京都府が編纂した『寺地画図』および現在の尊陽院と同じ間取りである⁽¹⁶⁾。

この天保十四年の「当時有形地絵図」には、再建時期に関する情報が記される。「文化十四年三月御願濟二御座候右之通之建もの二而、絵図之通聊相違無御座候」とあることから、新たな図面を提出して建築を願ひ出したのが文化十年（一八一三）三月であったと判明し、それからまもなく尊陽院の再建が実現したことになる。これは文化三年に本堂、同五年に多宝塔が完成し、本法寺の伽藍がひととおり整うのを

見届けたのちの時期であった。

一方、焼失前の本堂には長谷川等伯による龍が天井に描かれていたというが、文化三年再建の本堂に新たなものが掲げられた事実はない。いずれの宗派であれ、天井に掲げる「雲龍図」や「蟠龍図」は仏法や伽藍の守護神に位置付けられるが、なかでも水を司る龍の素性を踏まえ、火災からの守護を祈念する「火伏せ」の願いが込められた。特に日蓮宗では日蓮と七面大明神との関係などが知られるように、龍神に対する信仰も篤く、その龍神には『法華経』を唱える者を守護する役割が与えられる。また、『法華経』の「提婆達多品」には龍女の往生が説かれており、女人往生と深く関係することが知られる。矢倉安盈の妻「深信院貞雪日悟大姉」は文化四年（一八〇七）三月に亡くなったおり、再建がなされた同十年はちょうど七回忌に相当する。このことから尊陽院の「雲龍図」は、公的には天明の大火からの伽藍復興の総仕上げとして、尊陽院一塔頭にとどまらない本法寺全体の「火伏せ」の願いが込められ、私的には法華経受持者の守護および妻をはじめとする一族の冥福が願われたと解することができる。

おわりに―鶴澤探泉と龍

さて、ここまでで解き明かすことのできなかつた問題にいくつか触れ、本稿の結びとしたい。

文化十年（一八一三）に尊陽院が再建されたとすれば、鶴澤探泉五十九歳の制作となり、晩年を代表する作品に位置付けることができる。けれども、矢倉安盈もしくは尊陽院がどのような経緯により、「雲龍図」の執筆を探泉に依頼したかについては、矢倉安盈と探泉、本法



図28 鶴澤探泉墓碑 善導寺 (京都市中京区)

寺と探泉いずれの資料からも直接の接点を窺うのは困難である。第三者の介在も想定すべきであるが、京都という土地の人間関係からすれば、やはり交流を示す直接的な資料を見出さなにかぎり、たとえ共通する知人があったとしてもそれを安易に結びつけることはできない。

ここでひとつ考慮に入れるべきは、彼らの生活圏である。これまで見てきたように、鍵屋九右衛門こと矢倉家の住宅は、少なくとも十八世紀半ば以降から変わることなく「下立売油小路東入(下立売小川)」の「西大路町」にあった。一方、鶴澤家の住所は探泉の先代である探泉の時代から「油小路竹屋町下ル町」となっている。ともに上京に位置するのに加え、矢倉家から鶴澤家までは油小路通りを南に下がって五〇〇メートルも離れておらず、同時代で知られる専門画家の住所としては最も近くに存在していた。

また、探泉にとって寺院の天井に龍を描くというのは、他と同様に

依頼される仕事の一つに過ぎなかったのだろうか。探泉は文化十三年(二八一六)十月九日に没しているが、その際に授与された戒名を「白水院龍譽瞻空居士」という(図28)。「白水院」とは探泉の「泉」をわけた院号であるが、誉号と戒名の「龍譽瞻空」には「空へとかけあがる龍」との意味が込められ、非常に珍しい戒名といえる。戒名は菩提寺の住職が故人の性格や業績、座右の銘などにちなんで付けるものであり、時には生前に本人と相談して決める場合もある。探泉の戒名が意味する「騰龍」とは、単に「立身出世」といった意味合いではなく、龍にちなんだ何らかの故事が結びついている可能性がある。「探泉」という熟語自体に龍と結びつく内容は見当たらないものの、「泉」をわけた「白水」に関しては「白水龍飛」もしくは「龍飛白水」という語が知られる。

中国南朝時代梁の昭明太子によって編纂された『文選』には、後漢の学者・張衡による「東京賦」との韻文が収められる¹¹⁾。後漢の初代皇帝であった光武帝(前六〇〜五七)の徳を称えた内容が多くを占め、中に「我世祖忿之、乃龍飛白水、鳳翔參墟(我が世祖、これを忿り、すなわち白水に龍飛し、参墟に鳳翔す)」との語がみえる。まさに光武帝が白水郷(河南省南陽郡)から身を起こして天下を治め、龍のごとく飛び立ち、鳳のごとく天翔けたことをいう内容である。

一方、中唐の文人であった韓愈(七六八〜八二四)に「廣昌館に題す」という七言絶句がある。¹²⁾

白水龍飛已幾春 白水龍飛んですでに幾春

偶逢遺跡問耕人 たまたま遺跡に逢いて耕人に問う

丘墳發掘當官路 丘墳發掘せられて官路に当たる

すでに光武帝の時代から八百年ほどが経ち、すっかり荒れ果てていた白水を通った韓愈が、発掘される遺跡の様子を見た感慨により詠じた詩である。起句の「光武帝が世に出てから長い年月が経った」と説明する中に「白水龍飛」の語がみえる。

探泉の戒名が光武帝の故事「白水龍飛」にちなむというのは、突飛に聞こえるかもしれない。ただ、探泉のあとを継ぎ、鶴澤派の五代として活躍した息子を探春（?）一八四三）、六代目を継いだのが探春の弟で探龍（?）一八五五）ということが知られている。⁽¹⁰⁾画号に「泉」の字を有する画家が、息子それぞれの画号に「春」字と「龍」字を与えたわけだが、「廣昌館に題す」の起句である七文字中に「泉」字をわけた「白水」に加え、「春」と「龍」のすべてが入っている。これは単なる偶然ではなく、戒名の特異性を踏まえると探泉は生前から自らの画号にある「泉」を「白水」と解し、この詩にある「龍飛」との結びつきを意識していた可能性が窺える。

尊陽院の「雲龍図」は、天明の大火からの復興と本法寺伽藍の安寧を強く願った矢倉安盈の思いに応え、還暦間際の探泉が筆を振った。探泉が龍に対して何らかの特別な思いを抱いていたとするなら、その作画に自らの運命を思う何らかの意義を見出していた可能性も想定する必要があるだろう。

【註】

一 尊陽院の「雲龍図」と画家・鶴澤探泉

- (1) 筑波大学付属図書館本を参照した。国文学研究資料館の国書データベースによる。
- (2) 京都府立京都学・歴史館所蔵。簿冊番号「寺地画図〇八」。同館デジタルアーカイブによる。
- (3) 京都府立京都学・歴史館所蔵。簿冊番号「京都府寺誌稿〇五」。
- (4) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』（本山本法寺 二〇〇一年）分類番号「N067」。「IV資料編」に47として所収。
- (5) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』（本山本法寺 二〇〇一年）のうち、「本法寺由緒書」は分類番号「G079」で「IV資料編」に43として所収。「本堂棟札」は「IV資料編」に56として翻刻掲載される。
- (6) 鶴澤派および鶴澤探泉については以下の図録および論文に詳しい。佐々木丞平『江戸期の京画壇―鶴澤派を中心として―』（京都大学文学部博物館 一九九六年）、野口剛『鶴澤派研究序論―主に探山と探鯨に関する文献的考察―』（京都府立総合資料館蔵鶴澤家資料の紹介）『朱雀』第十五号 京都文化博物館 二〇〇三年）、五十嵐公一『鶴澤探山の生年と享年』（兵庫県立歴史博物館紀要 第二二号 兵庫県立歴史博物館 二〇一〇年）、同『鶴澤派に注目する理由』（『彩』鶴澤派から応挙まで）兵庫歴史博物館 二〇一〇年）、同『鶴澤探泉について―生まれ年と家督相続―』（『藝術文化研究』第二二号 大阪芸術大学大学院 二〇一七年）、同『鶴澤探春について』（『大阪芸術大学紀要』第四一号 二〇一八年）、同『鶴澤家歴代当主の書状真砂家資料翻刻』（『藝術文化研究』第二三三号 大阪芸術大学大学院 二〇一九年）。
- (7) 『近世人名録集成 第一巻』（勉誠社 一九七六年）所収。
- (8) 早稲田大学図書館本を参照した。
- (9) 架蔵本を参照した。五十嵐公一『鶴澤探泉について―生まれ年と家督相続―』（『藝術文化研究』第二二号 大阪芸術大学大学院 二〇一七年）で指摘される。
- (10) 京都府立京都学・歴史館所蔵。下橋家資料「館古四五八―二七八八」。
- (11) 正宗敦夫編『地下家伝』（自治日報社 一九六八年）。ただし、森津房茂と鶴澤探泉の年齢差を考慮すると、いずれかの生年について再考の余地があるように思われる。
- (12) 渋谷有教編『佛光寺御日記 第五―六卷』（本山佛光寺 一九九〇―一年）。
- (13) 京都女子大学図書館蔵庵文庫本を参照した。
- (14) 松尾芳樹『近世土佐派記録（一）』（『京都市立芸術大学芸術資料館年報』

第三号 一九九三年)所収、「土佐光貞俸禄上申書」。

(15) 『禁裏御殿障子御書画大略』。大阪公立大学森文庫本を参照した。

(16) 詫間直樹編『京都御所造営録―造内裏御指図御用記(四)〜(五)』(中央公論美術出版 二〇一三〜五年)。

(17) 梅柯亭蟻道編『反古箒』(卅六)〔大坂市史史料第八十四輯 反古箒〕大坂市史編纂所 二〇一七年)にすべての和歌が収録される。

仙洞院所七十御賀御屏風十二月之画鶴沢探泉画之

勅題 霞 今上御製

末遠き千年の春の色見へてゆたかに立る朝霞かな

若菜 閑院彈正尹美仁親王

先めくむ雪間の草もはつかにも色あらはるる春ののどけさ

花 飛鳥井権大納言雅威卿

春風ののとなる世の花なれば千とせも散らぬ色に見へけり

郭公 冷泉前大納言為章卿

ほととぎすこすの葵の千代かけてかれせぬ音をももらし初ぬる

五月雨 芝山権大納言持豊卿

あし曳の山の滝つせ五月雨のみかさこそへる万代の声

納涼 外山参議光重卿

立ならず常盤の山の松影に千代の秋をや風のかすらん

秋野 有栖川中務卿織仁親王

よハひ猶野辺の秋とて咲花に玉なす露は千代の数かも

月 正親町入道前権大納言公明卿

てらせ猶千年の松のは山より出るも中の秋の月かけ

紅葉 冷泉入道前大納言為泰卿

つたかつら千世くりかへし染かかる楓か枝に色をかさねて

氷 風早前参議実秋卿

ゐる鶴の霜の上毛もおなし色のむしろ田白く敷氷哉

千鳥 久世前権大納言通根卿

年波をかけて長居の浦千鳥とものふ千代の末はかきらし

雪 冷泉左衛門督為則朝臣

ふり積る光もちよの小松原ゆきに栄へは幾本の影

右筆者 青蓮院宮

奉行 冷泉大納言

主上分銀御杖御硯箱被為進 御硯箱表高蒔絵蓬萊山画在中、画之見返し
荔芝、此詩一条殿被賦御水入金火焰之三ツ玉也、御硯養老瀧の本に有之、
白き石瀧のすし有之、御硯箱一式黄金五十両と承候、

(18) 宮内庁書陵部所蔵。同所蔵資料目録・画像公開システムによる。なお、法

橋叙任についても寛政四年三月二十二日条および二十三日条に認められるた
め、以下に掲示しておく。

寛政四年三月二十二日条

一 廣橋権辨様令 御使

右者

御消息一通御到来二候、宣旨明朝辰刻迄二可被附之由申来御答

御落手御請文自是可被遣由也

寛政四年後二月廿六日 宣旨

探泉

宣叙法橋

藏人權右中辨兼左衛門権佐藤原胤定奉

宣旨

探泉

宣叙法橋

右 宣旨早々可被下知之状如件

後二月廿六日 権右中弁判

四位史殿

寛政四年三月二十三日条

一 入来

右者

依御招辰刻伺候之処 宣旨一通廣橋弁様江持参候処被仰渡持参之処

御落手也、

探泉 鶴沢

権右中辨藤原朝臣胤定傳宣

権中納言藤原朝臣頼熙宣奉

勅件人宣叙法橋者

寛政四年後二月廿六日 修……………判奉

一 入来

右者

今般法橋蒙 勅許難有御礼被申上候也

金子 百足

(19) 五十嵐公一「鶴澤家歴代当主の書状 真砂家資料翻刻」(『藝術文化研究』
第二三号 大阪芸術大学大学院 二〇一九年)において「二五」として紹介
される。ただし、いくつかの文字については別字とみたため、本稿では読み

改めて揭示した。

- (20) 吉田拙堂「月潭和尚と真砂幽泉」(『真砂幽泉』田辺市立美術館 二〇〇九年、所収)。
- 二 天明の大火と本法寺の復興
- (21) 京都府立京都学・歴史館本および茨城大学附属図書館を参照した。後者は国文学研究資料館の国書データベースによる。
- (22) 京都府立京都学・歴史館所蔵「館古五二二」。
- (23) 神沢社口『翁草』「卷之一三七〜八 洛陽大火」。「日本随筆大成 第三期 第二三卷」(吉川弘文館 一九七八年) 所収。
- (24) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)の「IV資料編」56から69に諸堂棟札の銘文が翻刻掲載される。
- (25) 『中山法華経寺誌』(日蓮宗大本山法華経寺 一九八一年)「II中山法華経寺のあゆみ」、緑合一樹「中山法華経寺における輪番制度について」(『日蓮教学研究紀要』第二十六号 一九九九年)。
- (26) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)分類番号「G003」、「IV資料編」に27として翻刻掲載される。
- (27) 本法寺貫主の生没年に関しては、本法寺所蔵『本法寺歴代譜並びに檀方別過去帳』(分類番号「G068」)に拠った。
- (28) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)分類番号「四五」、「IV資料編」に44として翻刻掲載される。
- (29) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)「IV資料編」に60として翻刻掲載される。
- (30) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)「IV資料編」に63として翻刻掲載される。
- (31) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)分類番号「三二八」、「IV資料編」に30として翻刻掲載される。「末寺住持之制法・諸国末寺記并宿坊附」を参照。
- (32) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)「IV資料編」に56として翻刻掲載される。
- (33) 註4。
- (34) 『日親上人第五百遠忌紀要』(京都本山本法寺 一九九二年) 所収。また、立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)には分類番号「G0251」として「選師直書來徒心得」の名で掲載され、「IV資料編」に35として翻刻掲載される。
- 三 矢倉九右衛門と御用達商人・鍵屋(鎗屋)
- (35) 京都府立京都学・歴史館所蔵。簿冊番号「京都府寺誌稿〇五」。

(36) 『西成郡史』(大阪府西成郡役所 一九一五年)「大字矢倉」項。

- 大字西島の西に接し、大字中島とは神崎川支流の中島川を隔てて別し、南の一小部は海に面す。原是海面の寄洲なりしを、安永五年の頃、京都立売通り鎌屋(大坂湊口新田細見図には鍵屋に作る)矢倉九右衛門の開発せる処なれば此名あり。其砌は八町七反四畝参歩の開発なりしが、之に対して安永七年に檢地あり。後弘化の初に至り、尚拾七町七反四畝拾五歩の開墾あり。因て又同三年檢地あり十月高入となる。其高都て百四拾四石八斗八升壹合にして、徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地に属せり。明治四年五月暴風怒涛のため、新田決潰したりしが、翌々年六年之を再修、復旧したりとは雖も、是に由て廿年間の缺下年季を許されたりき。
- (37) 井上正雄『大阪府全志』(原本一九二二年/復刻版 清文堂出版 一九七五年)「大字矢倉」項。大阪都市協会編『西淀川区史』(西淀川区制七十周年記念事業実行委員会 一九九六年)も、これらの記述を踏まえている。
- 本地はもと海面の寄洲たりしが、安永七年京都立売通の人矢倉九右衛門、本郡西島新田の中野清芳に謀りて八町七反四畝参歩の地を開墾し、其の姓を採りて矢倉新田と名づけ、西成郡に属し、後弘化の初めに至り拾七町四畝拾五歩を増墾せり。然るに明治四年五月怒涛の爲めに流出、同六年再営復旧、同二十九年度より着手せられし新淀川改良工事の爲め、貳拾七町貳反六畝九歩の地は買取せられて同川敷となり、同四十三年十二月より新田の称を用ひず、単に大字矢倉と称す。
- 本地は安永七年より徳川氏代官の支配となり、同代官継承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び区画の変遷は、大字西島に同じ。
- (38) 小野田一幸・上杉和央編『近世刊行大坂図集成』(創元社 二〇一五年) 所収、神戸市立博物館所蔵。
- (39) 延享二年(一七四五)版は神戸大学附属図書館本、明和五年(一七六八)版は名古屋大学附属図書館本、文化八年(一八一二)版は東京大学附属図書館本を参照した。すべて国文学研究資料館の国書データベースによる。
- (40) 弘前市立図書館本を参照した。国文学研究資料館の国書データベースによる。
- (41) 筑波大学付属図書館本を参照した。国文学研究資料館の国書データベースによる。
- (42) 『村上市史 資料編6近現代 行政資料編上巻』(村上市 一九九〇年) 所収。また、『村上市史 資料編2近世―藩政編』(村上市 一九九二年)にも「三四四 文久三年七月 入用金積立帳」という資料にも「一七両京

都鑑屋九左衛門被下」との記載が認められる。

- (43) 大工棟梁としての矢倉家については、吉田純一「中井家棟梁組織における「御扶持人棟梁三人」の成立過程」(『日本建築学会論文報告集』第三三九号 一九八四年)、同「幕末における中井配下の棟梁と棟梁家」(『日本建築学会計画系論文報告集』第三四八号 一九八五年)に詳しい。

- (44) 神沢杜口「翁草」(卷四十八)。「日本随筆大成 第三期 第二十卷」(吉川弘文館 一九七八年)所収。

- (45) 「花洛羽津根」の「大工棟梁」項は以下のとおり。
烏丸下長者町 百石 弁慶良次郎
同 七十五石 池上五郎右衛門
三十八石 矢倉唯之丞

- (46) 岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』(清文堂出版 一九七三年)。
四 矢倉家と本法寺

- (47) 『本法寺文書』二(大塚巧芸社 一九八九年)「二古文書」に「一七矢倉法順他三名運署祠堂米寄進状」として掲載される。

- (48) 註5。
(49) 『本覚山正法寺開創四百年記念誌』(日蓮宗正法寺 二〇一六年)。寺史については井上正雄『大阪府全志』(大阪府全志発行所 一九三二年)「第三篇 国郡市町村志」第一章撰津国「第二節大阪市東区」に以下のように記される。

正法寺は蓮光寺の北にあり、本覚山と号し、日蓮宗本法寺末にして題目宝塔・釈迦多宝二仏を本尊とす。元和二年日性の開基なり。享保十三年日諫の代に本堂を再建し、天保七年日邊の代に檀施を以て本堂・庫裏を修繕し、鐘樓堂を再建せり。境内は八百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄関・経藏・土蔵・鐘樓堂・薬医門を存す。外に日親堂・位牌堂あり。墓地に俳優中村芝翫及び難波五人男の内なる雁金文七・極印千右衛門の墓あり。

- (50) 本法寺所蔵、分類番号「G004」。

- (51) 立正大学図書館「第20回 貴重書展―新収善本、稀覯書を中心に―」デジタル展示を参照した。

- (52) 註49。
(53) 立正大学日蓮教学研究編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)「IV資料編」に66として翻刻掲載される。

- (54) 安永拓世「矢倉安安のこと―芳野図(和歌山県立博物館所蔵)を中心に―」(『和歌山県立博物館研究紀要』第十一号 二〇〇五年)。

- (55) 『稿本大阪訪碑録』(浪速叢書第十卷)名著出版 一九八五年)所収。「正

法寺 高津中寺町」項。墓碑は無縁墓碑群中にあるというが、『本覚山正法寺開創四百年記念誌』(日蓮宗正法寺 二〇一六年)に写真が掲載される。なお、妻の法号は「正心院妙安日貞室君」といい、「先妣姓鹿嶋、名辨、寛政三辛亥年八月六日卒、年五十有九」とある。

- (56) 『大阪編年史 第十卷』(大阪府立中央図書館 一九七〇年)所収。

- (57) 『浪速叢書 第四卷』(名著出版 一九七七年)所収。

- (58) 『新修大阪市史 第四卷』(大阪市 一九九〇年)「第一章 市況の成熟 第三節 御用金」に詳しい。

- (59) 大阪府立中之島図書館本を参照した。

- (60) 大阪府立中之島図書館本を参照した。

- (61) 『茶道古美術蔵帳集成 上巻』(国書刊行会 一九七七年)所収。この『矢倉帳』は『茶道雑誌』八巻二号(一條書房 一九四四年)に「矢倉竹翁手控道具記抜書」として掲載されたものをそのまま収録している。なお、茶道と矢倉家との関係については、白喜顕成『藤村庸軒をめぐる人々』(思文閣出版 二〇一一年)「山本退庵―庸軒の門人―」で言及される。

- (62) 『雲華上人遺稿』(後濁閣 一九三三年)。

- (63) 『角川茶道大事典』(角川書店 一九九〇年)のうち、矢崎格氏による「矢倉七種」項を参照した。

五 蔵元としての矢倉家と会津藩

- (64) 坂井誠一『富山藩』(巧玄出版 一九七五年)「第二章 権力闘争」。「富山県史 通史編Ⅲ 近世上」(富山県 一九八二年)「第三章 政治と社会 第六節 富山藩政 四、権力闘争・藩政終息」も坂井誠一氏によってほぼ同じ内容で記される。

- (65) 国立公文書館内閣文庫本を参照した。同館のデジタルアーカイブによる。

- (66) 篠田五郎右衛門の住所について、『京羽二重大全』の延享二年版と明和五年版には「四条室町東へ入町」と記されるのに対し、文化八年版では「小川下立売下」、天保二年版では「釜座竹屋町下ル」とあり、時代による変遷がみられる。また、会津藩の『家世実紀』正徳五年八月十五日条には、

篠田五郎右衛門義、京都御用向宜相勤候ニ付御扶持方被下、
五郎右衛門義、京都御用之筋宜相勤、且又内証難統訊御用人達御聴候処、
宜相勤候者之儀、其上内証可難統義ニ候間、御知行ニ附候御扶持方八人
扶持、向後可被下旨被仰出之、
とあり、具体的な知行を知ることができる。

- (67) 『会津藩家世実紀 第五卷』(歴史春秋社 一九七九年)所収。

- (68) 『会津藩家世実紀 第八卷』(歴史春秋社 一九八二年)所収。

- (69) 『会津藩家世実紀 第十一卷』(歴史春秋社 一九八五年)所収。

(70) 『会津藩家世実紀 第十五卷』(歴史春秋社 一九八九年) 所収。なお、伊深伝大夫については高橋憲一『会津藩家老高橋外記とその時代』(歴史春秋出版 二〇一一年) で言及される。

(71) 塩谷七重郎『保科正之公と土津神社―其の影響と治蹟』(土津神社神域整備奉賛会 一九八八年)。なお、もう一方の銅製灯籠を奉納したのは江戸の蔵元であった海保半兵衛で、『会津藩家世実紀 第七卷』(歴史春秋社 一九八一年) のうち、享保十四年四月十一日条に以下のような関連する記述が認められる。

江戸町人海保半兵衛義、見禰山御社江銅燈籠一基献上、永代常燈料寄進仕度旨願出被為聞召届、訴之通り被仰付、御燈籠江土津大明神と切付、常燈料金三拾兩相納之、

(72) 『会津藩家世実紀 第十四卷』(歴史春秋社 一九八八年) 寛政八年三月二十五日条。

御用達林和右衛門・塚原左次右衛門義、元メ方御用達頭取被仰付、帯刀高足被成御免、

和右衛門・左次右衛門義、兼々御用向大切ニ踏込出精致し、別而和右衛門義ハ上方御蔵元へ馴染も有之、度々罷登毎度出精御用致弁達、且東筋調達才判等も年々宜取計、此末共ニ上方ハ勿論他村懸合ニ専召仕、将又左次右衛門義も近年秀候身上ニ而、越国筋広差引致し、年々於新潟御都合のため、大坂廻米之内売買之致取計、調達才判等も毎度致出精、兩人共ニ於元メ方専召仕候者ニ候間、此上身分御引立被下、元メ方御用達頭取と申役銘御附被下、元メ懸リ支配ニ被仰付、帯刀高足共ニ御免被成、服制ハ上下着用之節ハ飛色、夏服ハ浅黄小紋、羽織紐ハ飛色相用被成下度旨、御勘定所主役方メ懸リ御勘定頭申出候ニ付、加判之者共評議之上、兩人義多年踏込御用弁ニも相成候者共ニ候間、不容易儀ニ候得共、拔群之者故彼者共一代切申出候通被仰付、年始御着城之節、独礼御用達町人共之上ニ而、別道成ニ兩人一同御目見被仰付可然と申談、相伺候処其通被仰付、且又倅共義親之病氣障之節ハ、他邦懸合等を始肩替動をも致居候処、親之姿と違候而ハ如何ニ候間、嫡子共ニ限り帯刀高足御免被下度旨、猶又申出候を以、加判之者共評議之上、親勅中ハ帯刀高足御免被成之旨申渡之、

(73) 長谷川和夫『研究ノート』会津藩御用達頭取林家とその勤め方について
『史料の紹介』材木町林家文書(『会津若松市史研究』第一号 会津若松市一九九九年)、同『研究ノート』上方における会津藩御用達の活動―林和右衛門の場合―(『会津若松市史研究』第二号 会津若松市 二〇〇〇年)、同『調査報告』会津藩と御用達上人との依存関係―御用達頭取林和右衛門

光治の場合―(『会津若松市史研究』第三号 会津若松市 二〇〇一年)。

(74) 坂井正喜『会津藩御用達頭取林家の事績』(私家版) に収録される。会津若松市図書館所蔵、請求番号「J27/A1」。

(75) 『会津藩家世実紀 第十五卷』(歴史春秋社 一九八九年) 所収。

六 上方の素封家と本法寺の復興

(76) 大阪歴史博物館の岩佐伸一氏からご教示を得た。

(77) 大阪市立図書館所蔵。同館のデジタルアーカイブによる。

(78) 鴻池善兵衛家六代栄三郎の事績については、中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂出版 二〇〇三年) 第二部 第七章 近世大坂の大名貸商人―鴻池屋栄三郎家の場合―に詳しい。

(79) 鴻池宗益については『豪商鴻池―その暮らしと文化―』(大阪歴史博物館 二〇〇三年)、中野朋子『鴻池家の茶の湯と道具蒐集―名物裂の蒐集と伝来に注目して』(『名物裂の研究』国書刊行会 二〇一八年) など言及される。鴻池家の系図については作道洋太郎編『鴻池家の系図』(宮本又次編『大坂の研究 第四卷』清文堂出版 一九七〇年) がある。

(80) 『浪速叢書 第十一卷』(名著出版 一九七八年) 所収。

(81) 『社寺調査報告書二』本法寺(京都国立博物館 二〇〇〇年) に「備考」として記載がある。

(82) 堀部正円「刊・印・修からみた『録内御書』」(『書物・出版と社会変容』第十五号 同研究会 二〇一三年)。

(83) 『会津藩家世実紀 第十三卷』(歴史春秋社 一九八七年) 所収。

(84) 『会津藩家世実紀 第十五卷』(歴史春秋社 一九八九年) 所収。

(85) 国文学研究資料館所蔵「陸奥国弘前津軽家文書」。同館の「収蔵歴史アーカイブデータベース」によった。本資料の解説が『新編弘前市史 通史編 2 (近世1)』第4章 幕藩体制の動揺と民衆 / 第一節 藩体制の動揺 / 二 商品経済の展開と藩財政の窮乏 / (一) 廻米と借財」に認められる。

(86) 『本法寺文書二』(大塚巧芸社 一九八九年) 「二〇本阿弥光悦寄進状」として掲載される。

(87) 『社寺調査報告書二』本法寺(京都国立博物館 二〇〇〇年) に「備考」として記載があるものを掲げると以下のようになる。

宝暦七年十二月分

97日親「題目本尊」、98日親「題目本尊」、99日親「題目本尊」、1002日親「題目本尊」、1003日親「題目本尊」、1006日親「題目本尊」、1009日親「題目本尊」、1111日親「題目本尊」、1113日親「題目本尊」、1116日親「題目本尊」、1117日親「題目本尊」、1332日高「題目本尊」、140日祇「題目本尊」、141日敬「題目本尊」、150日憲「題目本尊」、

149日 堯「題日本尊」、143日 円「題日本尊」、144日 通「題日本尊」、145日 通「題日本尊」、154日 近「題日本尊」、158日 通「題日本尊」、219日 通「釈迦十六羅漢本尊」、220日 通「鬼子母神像十羅刹女神名本尊」、239日 蓮「続高僧伝要文断簡十四行」、246日 蓮「法華文句要文断簡四行」、251日 蓮「法華文句要文断簡五行」、252日 蓮「貞観政要断簡四行」、253日 蓮「釈摩訶衍論抄録等断簡三種」、258日 蓮「瑜伽論等要文断簡二行」、283日 親「授日敬臨終一心三観」、382日 趙子昂「五言詩」

宝暦八年二月分

58 伝明兆「釈迦十六羅漢像」、90 伝趙孟頫「桃図」、146日 通「題日本尊」、148日 淳「題日本尊」、157日 澄「題日本尊」

宝暦十二年十二月分 255日 蓮「南條宛消息」

(88) 作道洋太郎編「鴻池家の系図」(宮本又次編『大阪の研究 第四卷』清文堂出版 一九七〇年)。

(89) 九州大学文系合同図書館・相見文庫本を参照した。

(90) 大阪市立美術館編『近世大坂画壇』(同朋舎 一九八三年)所収。

(91) 『完本 兼葭堂日記』(藝華書院 二〇〇九年)。なお、中村芳中の住所は文化三年の『新書画展観款録』「会補」に「花鳥図 平野町二丁目 中芳中名徳哉 号達々」とある。日記のうち、茨木屋安右衛門が登場する部分を以下に掲げておく。

寛政十一年 九月十七日「茨木ヤ安右衛門」、十月十七日「茨木安」、十月十九日「此夜茨木ヤ安右衛門へ行、同伴津軽邸佐藤連左衛門殿二行、漂着人二逢申候」、十月二十日「茨木ヤ安右衛門」、十月二十一日「津軽邸 佐藤連左衛門へ行、漂着儀兵衛・定吉二逢申候」、十一月二十三日「茨木ヤ安右衛門」、十二月二十二日「茨木ヤ安右衛門」
寛政十二年 四月十八日「茨木安」、四月二十日「茨木ヤ」、十一月二十六日「茨木ヤ安右衛門」

(92) 長崎奉行からの聞き取り内容が『唐土漂流記』としてまとめられている。『叢書江戸文庫一 漂流奇談集成』(国書刊行会 一九九〇年)所収。

(93) 『撰陽奇観』卷之四十四。『浪速叢書 第五卷』(名著出版 一九七七年)所収。

一御買米 石高

三萬三千石

今橋二丁目 鴻池善右衛門

玉水丁

加島屋久右衛門

…
老萬石

平野町二丁目 茨木屋安右衛門

…
貳千石

白銀丁 淡路屋太郎兵衛

(94) 大阪歴史博物館の岩佐伸一氏からご教示を得た。

(95) 戸田家の事績については、主に木津宗詮『目利き―谷松屋八代戸田露吟覚書―』(河原書店 二〇二二年)を参照した。

(96) 『社寺調査報告書二一 本法寺』(京都国立博物館 二〇〇〇年)に「備考」として記載がある。

(97) 京都府立京都学・歴史館所蔵。簿冊番号「京都府寺誌稿〇五」。

(98) 立正大学日蓮教学研究所編『京都本法寺宝物目録』(本山本法寺 二〇〇一年)分類番号「三〇二」、「IV資料編」に14として翻刻掲載される。『光悦・等伯ゆかりの寺 本法寺の名宝』(茶道資料館 二〇一四年)に画像が掲載される。

(99) 『社寺調査報告書二一 本法寺』(京都国立博物館 二〇〇〇年)に「備考」として記載がある。

宝暦七年中秋日 260日 通「御書御真筆写」

宝暦九年七月 89 伝徽宗「鶴鶴図」、91 伝董其昌「花鳥図」

宝暦十二年十一月 302 自筆「摩利支天勸請記」

宝暦十二年十二月 249日 蓮「十重禁戒抄録断簡六行」

(100) 『本覚山正法寺開創四百年記念誌』(日蓮宗正法寺 二〇一六年)。

(101) 『浪速叢書 第十一卷』(名著出版 一九七八年)所収。

(102) 木津宗詮『目利き―谷松屋八代戸田露吟覚書―』(河原書店 二〇二二年)所収。

(103) 大阪市立図書館所蔵。同館のデジタルアーカイブによる。

(104) 本法寺の墓地については、以下の論考において詳細な調査が行われている。古川元也「研究ノート」京都本法寺墓地の無縁石造物について」(『神奈川県立博物館研究報告・人文科学』第三十三号 二〇〇七年)、同「京都本法寺所在の本阿弥家墓石について」(『神奈川県立博物館研究報告・人文科学』第三十四号 二〇〇八年)、川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀剣調査」(『古文化研究』第十五号 黒川古文化研究所 二〇一六年)。

(105) 『浪華人物誌』(芸苑叢書 大正頃)。なお、概要を示したもうひとつの資料として、文化十一年(二八一四)の序文がある硯泉老人『大坂繁花風土記』を挙げておく。根津四郎右衛門、米屋喜兵衛ともに「浪花古今三傑」として、淡路屋太郎兵衛の事績が記される。

淡路屋ぬしの徳澤、鬼神も感応ましまし、天下にならびなき大業を不日に創立せられける事、開闢より例しなき事を、わが浪花はもとより東西南北のはてまでも不思議のおもひをなさぬ人はなく、今太子と名付たるもむべなるかな。孔夫子のたまはく「後世おそるべし」とは淡太子のことならん。なま物しりの徒いはく「無双の伽藍を旅芝居の道具立になしつるは浅間し」と。「紙くづ普請うるさし」などいへるは、身の程しらぬ馬鹿者也。予おもへらく、此功業、文殊の知恵に孫武が謀略をくわへてもかく迄はやく終るまじきものと感じぬ。

(106) 清水隆久「木谷藤右衛門家の富山藩融資について」〔富山史壇〕第五十一合併号 越中史壇会 一九七一年。

(107) 富山県公文書館デジタルアーカイブによった。

(108) 清水隆久「木谷藤右衛門家の富山藩融資について」〔富山史壇〕第五十一合併号 越中史壇会 一九七一年。所収、文化七年二月二十一日付願書。

(109) 立正大学日蓮教学研究部編『京都本法寺宝物目録』（本山本法寺 二〇〇一年）「IV資料編」に56として翻刻掲載される。

(110) 『大阪市史料第八十四輯 反古籠』（大阪市史編纂所 二〇一七年）。

(111) 『大阪編年史 第十五卷』（大阪市立中央図書館 一九七三年）所収。

七 尊陽院の再建と天井画に込められた願い

(112) 裏面に刻まれる銘文は以下のとおり。

当院予ニ至ルマテ数代替リ年移テ佛休モ捐シ道具等モ

物メコレナクナリスコレニ依テ心ヲ告シテ身ヲ安ンセスシテ漸ク此

位牌ニ記スル分ヲ成就セリ委クハ其物ニ記セリ後哲コレヲ

顧テ疎略ニスル事ナカレ猶志ヲ随分励ムヘシ云云

十二世 泰寿坊日元敬白

安永四年乙未開基日恵聖人二百遠忌追善之砌造之

なお、尊陽院の十二代から十七代までの名前と生没年、住職への就任年を

挙げておく。

十二代 文明院日元（一七四八〜八四） 宝暦六年（一七五六）

十三代 文明院日孝（一七六〇〜九〇）？

十四代 尊陽院日照（探如・善利院祿寿日溪？〜一八一三）

十五代 修善院日深（？〜一八二二） 寛政九年（一七九七）

十六代 尊陽院日明（生没年不詳） 文化二年（一八〇五）

十七代 尊陽院日誠（一七九四〜一八二二） 文化十年（一八一三）

(113) 京都府立京都学・歴史館所蔵。簿冊番号「京都府寺誌稿〇五」。

(114) 立正大学日蓮教学研究部編『京都本法寺宝物目録』（本山本法寺 二〇〇一年）分類番号「G081」〜「G090」十点。

(115) 本法寺所蔵「絵図」および「当時有形地絵図」、分類番号「G090」。

(116) 京都府立京都学・歴史館所蔵。簿冊番号「寺地画図〇八」。同館デジタルアーカイブで閲覧可能。

おわりに「鶴沢探春と龍

(117) 『新釈漢文大系 文選（賦篇）上』（明治書院 一九七七年）を参照した。

(118) 『漢文大系 第十一巻 韓愈』（集英社 一九六五年）を参照した。

(119) 鶴沢探春と探龍の関係については五十嵐公一「鶴沢探春について」（大阪芸術大学紀要）第四十一号 二〇一八年）に詳しい。

【図版出典】

図1・3…京都府立京都学・歴史館「京の記憶アーカイブ」からダウンロード

図10…「彩―鶴澤派から応挙まで―」（兵庫県歴史博物館 二〇一〇年）

図11…宮内庁書陵部「所蔵資料目録・画像公開システム」からダウンロード

図12…妙心寺拝観パンフレット

図13…「真砂幽泉」（田辺市立美術館 二〇〇九年）

図14…小野田一幸・上杉和央編『近世刊行大坂図集成』（創元社 二〇一五年）

図18…大阪歴史博物館より提供

図19…大阪歴史博物館「豪商鴻池―その暮らしと文化―」（東方出版 二〇〇三年）

その他の図は筆者の撮影による。

【謝辞】

本稿を成すにあたっての作品調査、写真掲載に関して、本法寺貫主の瀬川日照氏、同学芸員の安中尚史氏、笹岡直美氏、尊陽院の伊丹瑞彰・理恵夫妻、大阪歴史博物館の岩佐伸一氏各位のお手を煩わせ、ご高配を賜った。末筆ながらここに記して謝意をあらわします。

【付記】

脱稿後、正法寺（大阪市中区中寺）のご住職である藤村氏から、矢倉周三氏（矢倉家子孫）が執筆編纂された『矢倉家について』のうち「その二〜九」（二〇一三〜二〇一〇年）をご恵贈いただいた。この内容に関して、本稿と齟齬を来たす生没年などの記述については、改めて今後の検討課題としたい。